

# 北区男女共同参画行動計画

## 第7次アゼリアプラン

北区配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための基本計画

北区女性の職業生活における活躍推進計画

### 中間のまとめ

令和6(2024)年12月

東京都北区



# 目次

<b>第1章</b>	<b>計画の枠組み</b>	<b>1</b>
1	男女共同参画社会とは	1
2	計画策定の目的	1
3	計画策定の背景	2
4	計画の位置付け	9
5	計画の期間	10
6	計画の策定体制	10
7	計画の評価及び実績報告	11
8	計画の見直し	11
<b>第2章</b>	<b>計画の基本的な考え方</b>	<b>12</b>
1	計画策定の基本理念	12
2	計画の基本目標	13
3	計画の体系	14
<b>第3章</b>	<b>計画の内容</b>	<b>16</b>
1	基本目標Ⅰ すべての人が性別にとらわれず人権を尊重し安心してらせるまち	16
2	基本目標Ⅱ あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが活躍するまち	36
3	基本目標Ⅲ あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが学び参画するまち	52
4	計画の推進体制	62
5	課題ごとの目標指標	67
<b>資料編</b>		<b>69</b>
1	北区男女共同参画に関する意識・意向調査の概要	69
2	用語解説	70



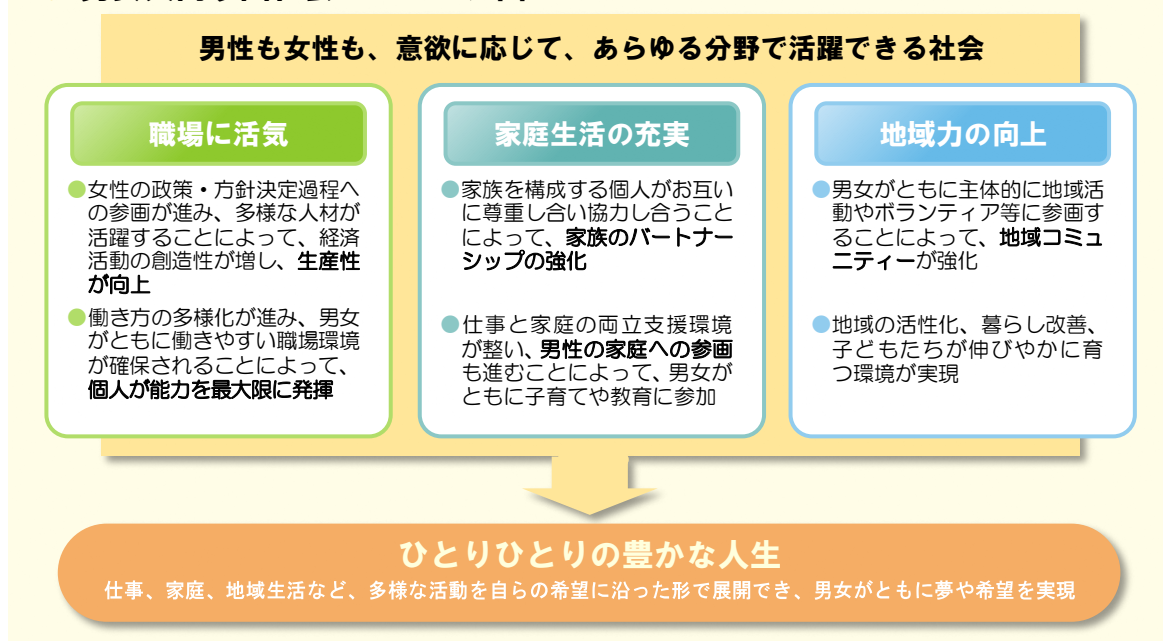
## 第1章

## 計画の枠組み

## 1 男女共同参画社会とは

平成11（1999）年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条 第1項）と定義しています。

## ▶ 男女共同参画社会のイメージ図



出典：内閣府男女共同参画局ホームページより作成

## 2 計画策定の目的

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村行動計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する市町村基本計画及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する市町村推進計画を包含する計画として、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かちあい、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、区政の各分野において必要な施策を総合的に推進することを定めるものです。

### 3 計画策定の背景

#### (1) 北区の取組

区では、これまで以下のような取組を行ってきました。

年	動き	内容
平成3 (1991)年	北区女性行動計画 「アゼリアプラン」策定	・北区アゼリアプラン推進区民 会議設置 ・女性計画推進室設置
平成18 (2006)年	「北区男女共同参画条例」制定	・北区男女共同参画審議会設置 ・北区男女共同参画苦情解決委員 会設置
平成22 (2010)年	第4次「アゼリアプラン」策定	・「北区男女共同参画条例」に基づ き策定
平成27 (2015)年	第5次「アゼリアプラン」策定	・プランの一部を「北区配偶者から の暴力の防止及び被害者の保護 等のための基本計画」として位置 づけ
平成28 (2016)年	東京都北区配偶者暴力相談支援 センターの設置	・配偶者からの暴力の防止並びに 被害者の保護及び自立支援を図 ることを目的として設置
令和2 (2020)年	第6次「アゼリアプラン」策定	・プランの一部を「北区女性の職業 生活における活躍推進計画」と して位置づけ
令和4 (2022)年	「北区パートナーシップ 宣誓制度」開始	・多様性を認め合い、誰もがいきい きと生きることができる差別の ない人権尊重社会の実現を目指 して開始

区では、平成3年度に北区女性行動計画を策定し、この計画を「アゼリアプラン」と命名しました。

以降、「第2次・第3次アゼリアプラン」を男女共同参画社会をめざす行動計画として、「第4次～第6次アゼリアプラン」を北区男女共同参画行動計画として位置付け、男女共同参画社会実現に向けた施策を展開してきました。

以下のページでは、北区男女共同参画行動計画「アゼリアプラン」を「アゼリアプラン」と表記します。

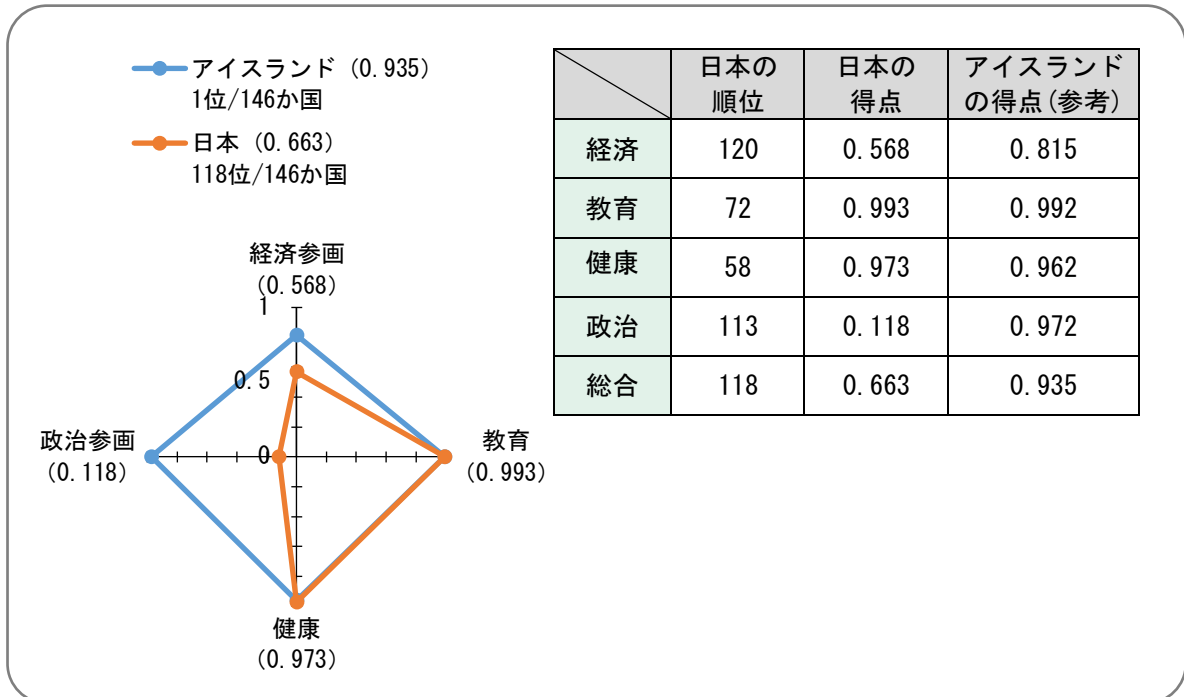
## (2) 世界の動き

- 世界では、国際連合が昭和50（1975）年の国際婦人年世界会議（メキシコ会議）において世界行動計画を採択し、その後もさまざまな取組が展開されています。
- 昭和54（1979）年には、国連総会が「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、日本も昭和60（1985）年に批准しています。
- 平成27（2015）年の国連持続可能な開発サミットで、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」として17のゴール・169のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。「持続可能な開発目標（SDGs）」は、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール・ターゲットを設定していますが、17のゴールの中には、「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」等、アゼリアプランと関連した目標が盛り込まれています。



- 世界経済フォーラムが公表している最新の「ジェンダー・ギャップ指数※（GGI）2024」では、日本は146か国中118位となっています。（令和6（2024）年6月12日発表）。「教育」と「健康」は世界トップクラスですが、「政治」と「経済」の値が低く、先進国の中では最下位となっています。ジェンダー平等が進んでいる世界各国のように、今後、日本がジェンダー平等を実現していくためには、経済分野と政治分野における男女格差の早急な解消が課題となっています。

## 【ジェンダー・ギャップ指数 (GGI) 2024】



※ジェンダー・ギャップ指数…世界経済フォーラムが各国の男女間における格差を経済分野、教育分野、政治分野及び健康分野の平均から算出し、数値をランク付けしたものです。

注：得点は「1」に近いほど男女格差が少なく、平等であることを示す。

出典：世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(2024)」より作成



### (3) 国の動き

#### 男女共同参画社会の現状

- 少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国において、社会の多様性と活力を高め、経済が力強く発展していく観点や、男女が社会のあらゆる分野の活動に参画する実質的な機会の平等を担保する観点から、男女共同参画社会の実現は極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題となっています。
- 近年、社会的にジェンダーへの関心が高まりつつありますが、依然として指導的地位に占める女性割合の低さや固定的な性別役割分担意識等、様々な課題が残っています。
- 令和元（2019）年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大以降、テレワークの導入やオンラインの活用とともに多様で柔軟な働き方が広がりました。一方で、配偶者等からの暴力（DV）の増加・深刻化、女性の貧困、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による弊害といった課題も明らかになっています。

#### 男女共同参画基本計画の策定

- 国では、平成11（1999）年6月の男女共同参画社会基本法の制定以降、同法に基づく男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向け政府として取り組むべき施策を総合的に進めてきました。
- 平成27（2015）年12月には、「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」の4つの視点が強調され、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められてきました。

- 令和2（2020）年には、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が策定され、施策の総合的・計画的な推進が図られています。同計画における目指すべき社会として以下の4つが示され、その実現を通じて、「男女共同参画社会基本法」が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととされています。

#### 第5次男女共同参画基本計画の目指すべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌<sup>わだち</sup>を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

#### 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の改正

- 令和元（2019）年5月に改正され、令和4（2022）年4月1日から、101人以上300人以下の企業にも一般事業主行動計画の策定・届出と情報公表が義務化されました。

##### 改正のポイント

- 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大
- 特例認定制度（ブラチナえるぼし）の創設
- ハラスメント相談を理由とする事業主による労働者への不利益取扱いを禁止

#### 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正

- 令和3（2021）年6月に改正され、男女を問わず立候補や議員活動等をしやすい環境整備等を行うため、政党等の取組の促進や、性的な言動等に起因する問題への対応を含む、国・地方公共団体の施策の強化が盛り込まれました。

##### 改正のポイント

- 国・地方公共団体の、政治分野における男女共同参画の推進に必要な施策を講じる責務を明記
- 国・地方公共団体におけるハラスメント等への対応を追加。

## 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立

- 令和4（2022）年5月に成立し、困難な問題に直面している女性の福祉の増進を図るため、女性の意思が尊重されながら、多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること等が明記されました。

### 法律のポイント

- 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定
- 国・地方公共団体の、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記
- 民間団体との協働による訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援

## 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）の改正

- 令和5（2023）年5月に改正され、保護命令の対象に「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加したほか、保護命令制度の拡充や保護命令違反の罰則強化が定められました。

### 改正のポイント

- 接近禁止命令等の申立てをすることができる範囲の拡大
- 禁止命令の対象行為に連続した SNS 等の送信を追加
- 保護命令違反の厳罰化

## 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の成立

- 令和5（2023）年6月に成立し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を<sup>かんよう</sup>涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

### 法律のポイント

- 性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする差別はあってはならないという基本理念のもと、国や自治体、企業、学校に対して、多様性の理解の増進等を明記

## 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）の改正

- 令和6（2024）年5月に改正され、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにする観点から、柔軟な働き方の利用が義務付けられました。

### 改正のポイント

- 3歳～小学校入学前の子を養育する労働者が始業時刻・テレワークなどの柔軟な働き方を利用できるよう事業主に義務付け
- 男性の育児休業取得状況の公表義務の対象の拡大
- 労働者等への仕事・介護の両立支援制度等の情報提供を事業主に義務付け

## (4) 東京都の動き

東京都では、男女平等参画の促進や配偶者からの暴力防止対策として、以下のような施策や取組を進めてきました。

### 男女平等参画のための東京都行動計画

- 平成 14 (2002) 年策定
- 平成 19 (2007) 年、平成 24 (2012) 年、平成 29 (2017) 年改定

平成 29 (2017) 年の改定にあたっては、女性の活躍推進の視点を追加・充実させ、女性活躍推進法に基づく「東京都女性活躍推進計画」として一体的に策定

### 東京都配偶者暴力対策基本計画

- 平成 18 (2006) 年策定
- 平成 21 (2009) 年、平成 24 (2012) 年、平成 29 (2017) 年改定

平成 29 (2017) 年 3 月に、「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定し、令和 4 (2022) 年 4 月に改定しました。

「東京都男女平等推進総合計画」は、女性活躍推進法に基づく「東京都女性活躍推進計画」と、DV防止法に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成されています。

### 東京都男女平等参画推進総合計画

東京都女性活躍推進計画

東京都配偶者暴力対策基本計画

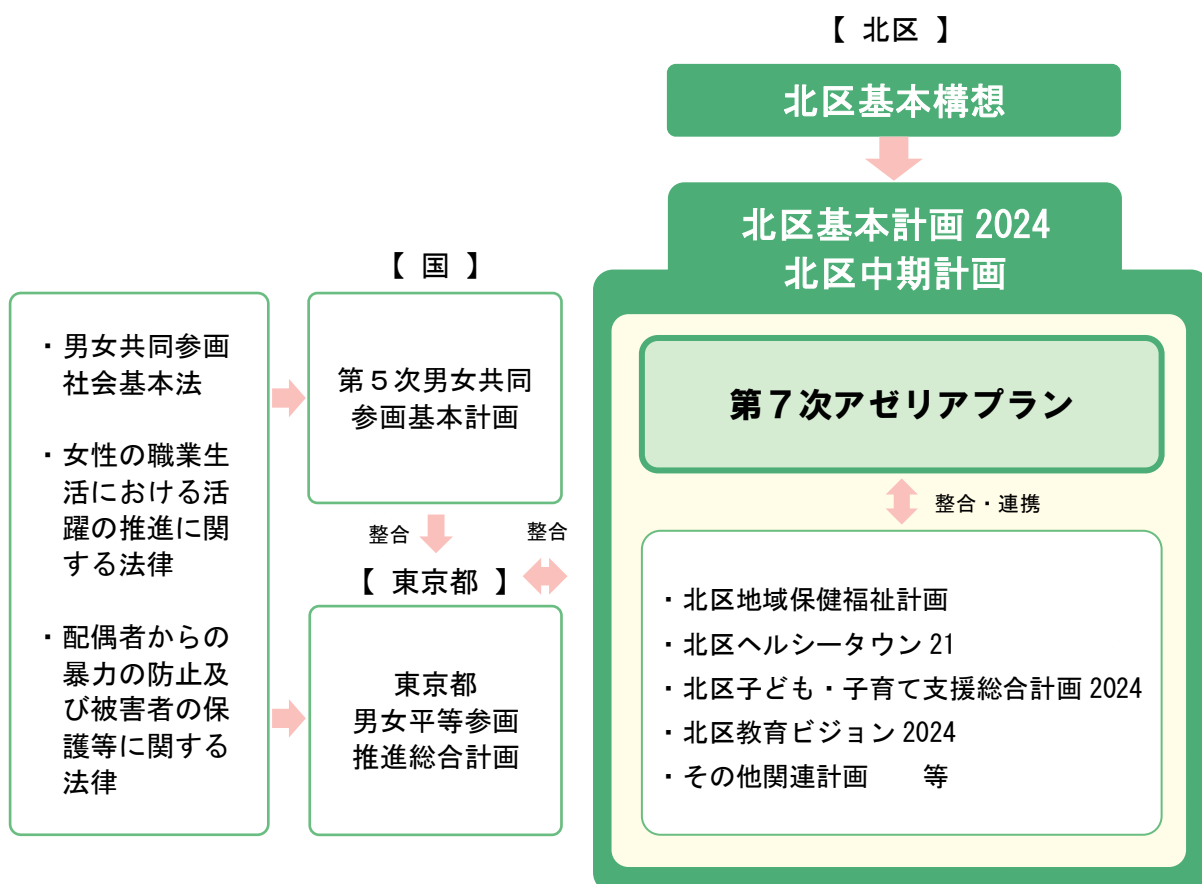
都では、目指すべき男女平等参画社会の実現に向けて、右記の 3 点の視点から取組を強化しています。

- 誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり
- 根強い固定的性別役割分担意識等の変革
- 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組

- 令和元 (2019) 年には「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定し、令和 5 (2023) 年 3 月に改定。
- 令和 4 (2022) 年 11 月には、「東京都パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始。
- 令和 6 (2024) 年 4 月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」を策定。

## 4 計画の位置付け

- (1) この計画は、北区男女共同参画行動計画「第6次アゼリアプラン（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）」に続く、第7次の行動計画です。
- (2) この計画は、北区男女共同参画条例第10条に定める行動計画です。
- (3) この計画は、北区男女共同参画審議会の提言を尊重し策定したものです。
- (4) この計画は、区の目指すべき将来像を掲げる「北区基本構想」を実現するための「北区基本計画」やその他の関連する分野別計画との整合性を図り、策定したものです。
- (5) この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」、東京都の「東京都男女平等参画推進総合計画」の趣旨を踏まえて策定したものです。
- (6) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画として位置づけます。
- (7) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する「市町村配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための基本計画」として位置づけます。
- (8) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する「市町村女性の職業生活における活躍推進計画」として位置づけます。



## 5 計画の期間

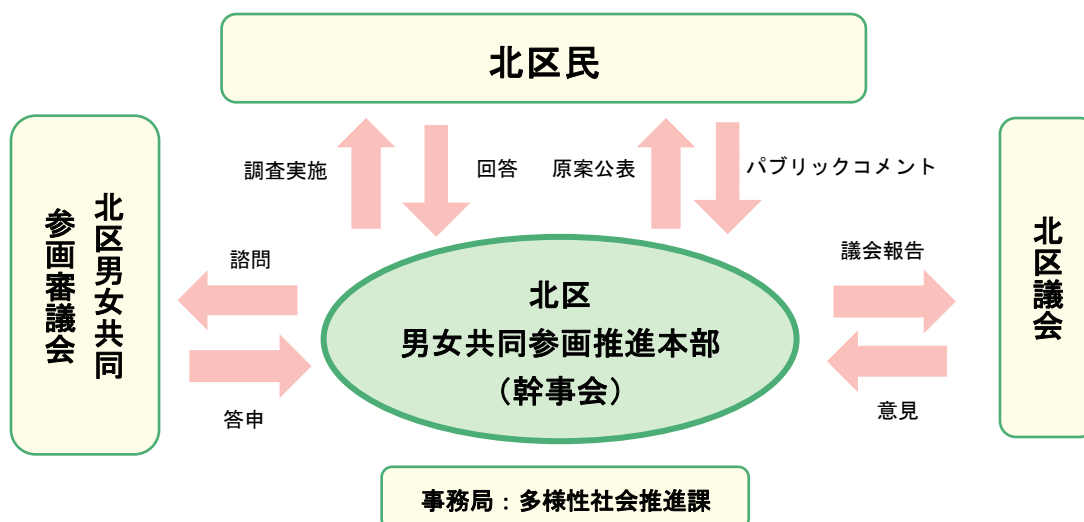
この計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5か年計画とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて計画期間を変更する場合があります。

	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
北区	第6次 アゼリアプラン		第7次アゼリアプラン				
東京都	東京都男女平等参画推進総合計画						
国	第5次男女共同参画基本計画						

## 6 計画の策定体制

この計画は、令和5（2023）年度に実施した「北区男女共同参画に関する意識・意向調査」を基礎資料とし、区長の附属機関である「北区男女共同参画審議会」から令和6（2024）年5月に示された答申を踏まえ、全庁的な策定体制により施策を検討し、策定しています。

「第7次アゼリアプラン中間のまとめ」に対するパブリックコメント（意見募集）を令和6（2024）年12月20日から令和7（2025）年1月27日まで実施し、北区男女共同参画審議会の審議や区議会からの意見聴取を経て、この計画を策定しました。



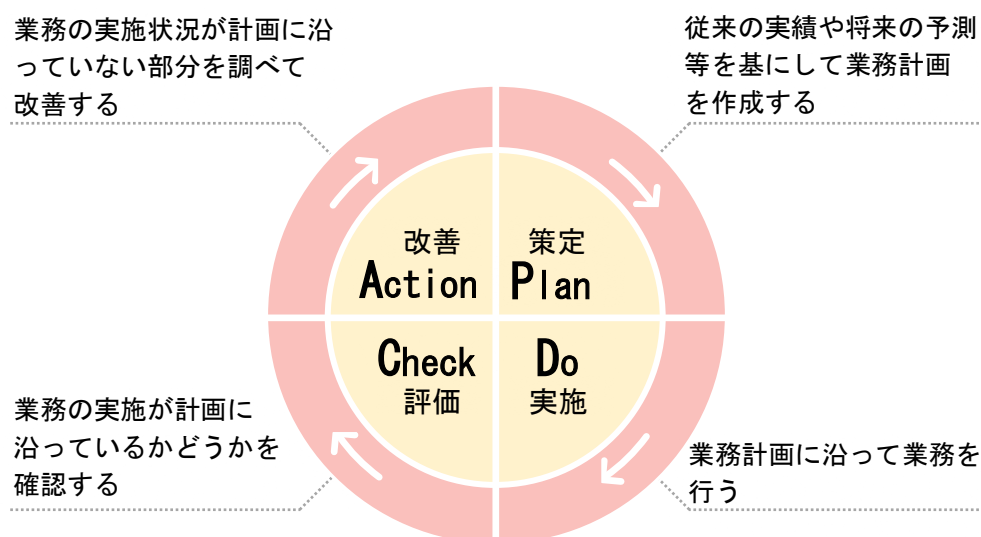
## 7 計画の評価

この計画の取組を進めるにあたり、施策の見直しや改善を適宜行う必要があるため、計画の進捗状況を把握するとともに、進捗状況をとりまとめ、毎年度区民に公表します。

評価は、所管課・多様性社会推進課・男女共同参画審議会が行います。評価の必要事項及び評価方法については、年次評価の手順書を別に定め、それによることとします。

なお、計画全体の進捗については、PDCAサイクルによる進行管理を行います。

PDCAサイクルのイメージ図



## 8 計画の見直し

この計画は、実施状況や、社会の状況の変化に的確に対応するため、計画策定後も必要に応じて見直しを行います。

また、次期計画の策定に向け、令和10（2028）年度に男女共同参画に関する意識・意向調査を実施します。

## 1 計画策定の基本理念

この計画は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざして、北区男女共同参画条例に規定する男女共同参画の推進に関する7つの基本理念に基づき、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定します。

**基本理念**（北区男女共同参画条例第3条から要約）

- ① すべての区民は人権が尊重され、性別による差別を受けず、個性と能力が発揮できる機会が確保されること。
- ② 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度・慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- ③ すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策・方針の立案・決定に共に参画できる機会が確保されること。
- ④ あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- ⑤ すべての区民が相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と社会的活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。
- ⑥ すべての区民が互いの性を理解し、互いにその意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。
- ⑦ 男女共同参画の推進は、地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に行われること。



## 2 計画の基本目標

### 基本目標Ⅰ

#### すべての人が性別にとらわれず人権を尊重し安心してらせるまち

配偶者等からの暴力や性暴力は、重大な人権侵害であり、その根絶に向けては、区民と各関係機関が連携して被害者の支援に取り組むことが重要となります。配偶者や交際相手からの暴力が犯罪であることを広く区民に向けて啓発するほか、将来の子どもたちが新たな加害者・被害者にならないよう、予防啓発にも取り組みます。また、被害者本人や配偶者暴力に気づいた人が迅速に相談できる体制の整備や被害者の安全を考慮した適切な対応を行います。

さらに、互いに尊重し合う関係づくりの基本となる人権意識の形成、生涯にわたる心身の健康支援や性の多様性への理解を推進します。

### 基本目標Ⅱ

#### あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが活躍するまち

人生100年時代の到来がいわれる中、人々のライフスタイルや価値観も多様化しています。

このような時代において、性別や年齢を問わず、学び続けながら、その個性と能力を如何なく発揮でき、仕事と家事・育児・介護等を両立できるよう、企業のワーク・ライフ・バランスへの理解や取組の実践を促進します。

また、社会の活力を持続していくため、地域や就労の場等あらゆる分野で、女性の力が最大限に発揮されるよう、誰もが働きやすい環境づくり、地域や職場における女性参画の促進や男女共同参画に関する男性の理解促進を支援します。

### 基本目標Ⅲ

#### あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが学び参画するまち

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、様々な場面の中で、幼い頃から長年にわたり形成される傾向にあります。

そこで、学校や保育園・幼稚園等で固定的性別役割分担にとらわれない教育・保育を実施するとともに、学校教育を通じてメディア・リテラシーの育成に努めます。また、家庭における男女共同参画意識を高めるための啓発を行います。

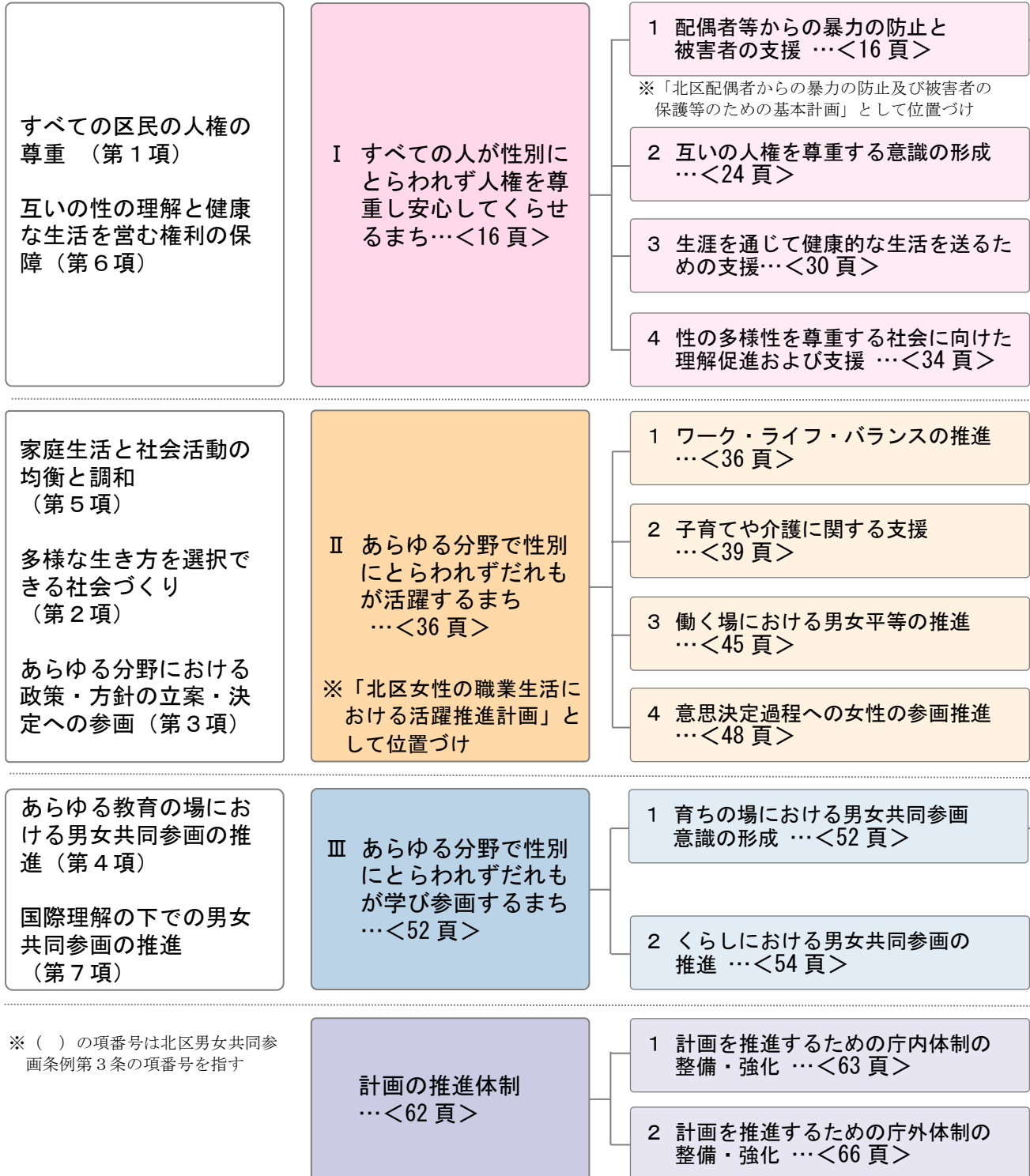
さらに、社会の様々な場で男女共同参画の視点に立った取組が求められる中、多様な視点を生かした防災対策の充実を推進します。

### 3 計画の体系

[ 男女共同参画条例の基本理念(第3条) ]

[ 目 標 ]

[ 課 題 ]



[ 施策 ]

- ① 暴力防止のための周知・啓発
- ② 相談体制の充実
- ③ 被害者支援の充実

- ① 人権の尊重および男女共同参画を阻害する暴力防止の意識づくり
- ② 人権侵害防止および男女共同参画を阻害する暴力の防止対策

- ① 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の普及・啓発
- ② 生涯を通じた健康づくりへの支援
- ③ 生きづらさを抱える人への支援

- ① 性の多様性に関する啓発
- ② 性的マイノリティへの支援

- ① 企業等に向けたワーク・ライフ・バランスの啓発・支援
- ② 働く人に向けたワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

- ① 子育てをしている人への支援
- ② 家族の介護をしている人への支援
- ③ 困難を抱える家庭への支援

- ① 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援
- ② 職場等におけるハラスメントの防止

- ① 政策・方針決定過程における女性の参画推進
- ② 地域や職場における女性リーダーの育成

- ① 子どもに対する男女共同参画意識の形成

- ① 家庭・地域における男女共同参画意識の形成
- ② 多様な視点を取り入れた防災対策の充実

- ① 男女共同参画についての区職員の意識の形成・促進
- ② 計画の進捗管理・見直し
- ③ スペースゆうの機能の充実

- ① 区民や関係機関等との連携・協働

1 基本目標 I

基本目標 I

すべての人が性別にとらわれず人権を尊重し安心して  
くらせるまち

課題 1 「配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援」

現状・課題

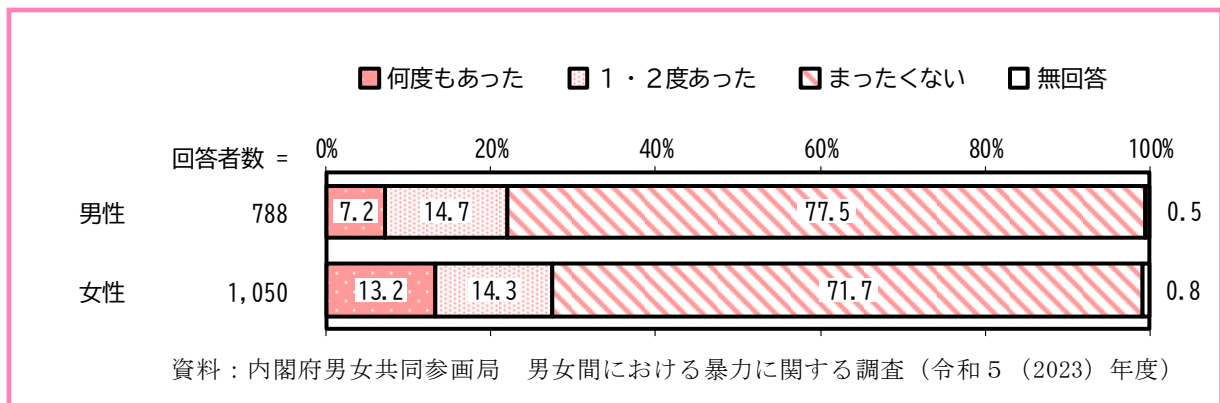
◆暴力を受けた経験

内閣府男女共同参画局が行った『男女間における暴力に関する調査』（令和 6（2024）年3月）によると、結婚したことがある女性の27.5%、男性の22.0%は、配偶者から被害を受けたことがあります。

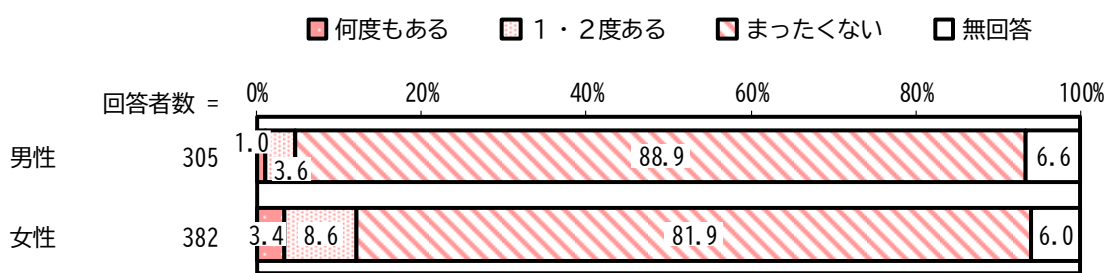
また、「北区男女共同参画に関する意識・意向調査報告書（令和6（2024）年3月）（以下、「北区男女意識意向調査結果」という。）」では、身体的暴力をはじめ、様々な暴力を受けた経験がある女性・男性の姿がうかがえます。

暴力防止への理解を広く区民に促すため、当事者や関係者だけでなく、多くの区民に向け、様々な機会をとらえて幅広い普及活動を行うとともに、さまざまな暴力を根絶するため、暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための幼少期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備が必要です。

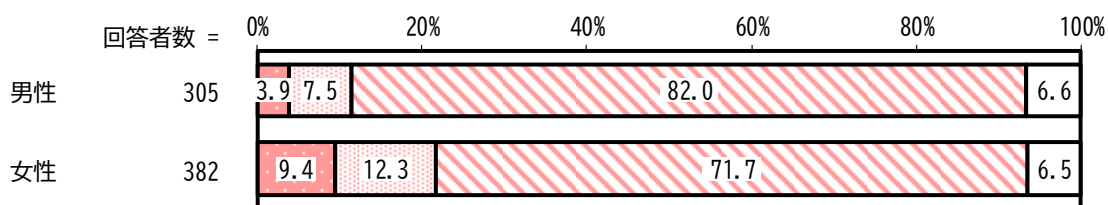
【配偶者等からの暴力の被害経験】



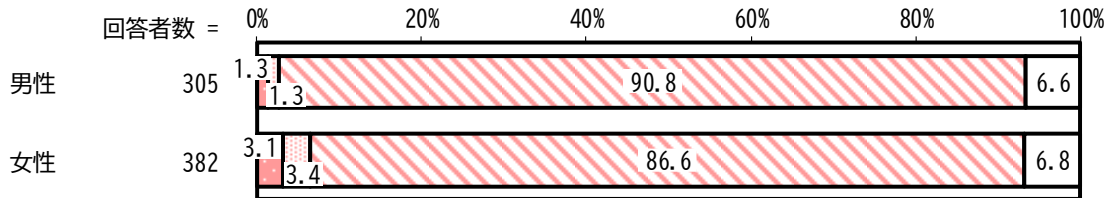
(身体的暴力)



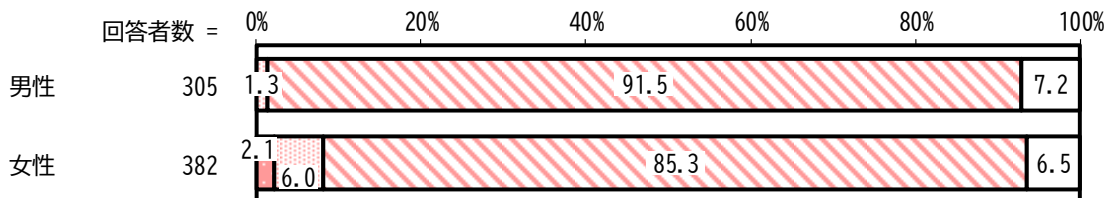
(精神的暴力)



(経済的暴力)



(性的暴力)



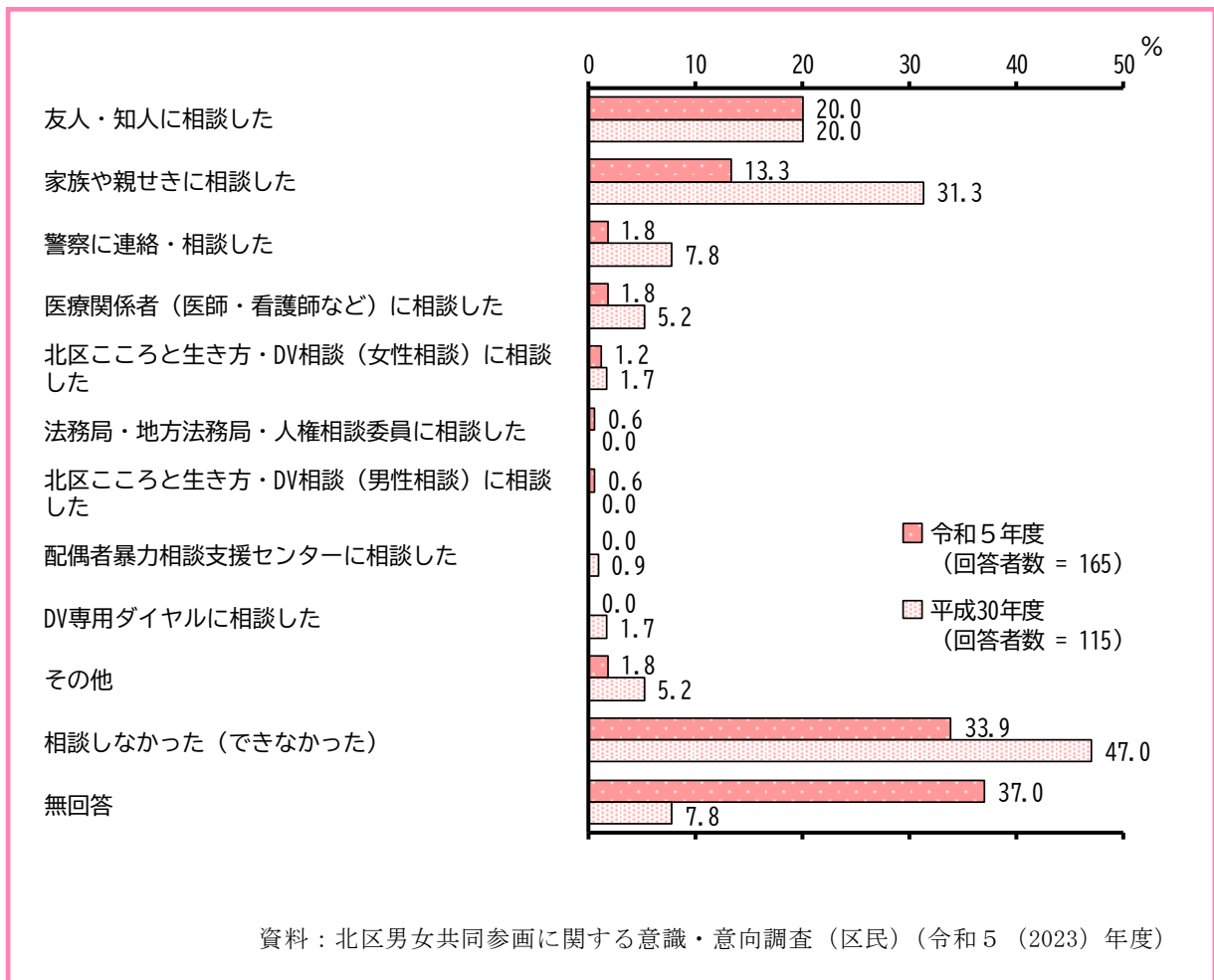
資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査（区民）（令和5（2023）年度）

### ◆DVに関する相談先

DVに関する相談相手は、警察や医療機関等の公的機関に相談した人よりも、家族・友人に相談した人が多くなっており、公的機関よりも、まずは自分の周囲の身近な人に相談する傾向が伺えます。また、「相談しなかった（相談できなかった）」の割合は、前回調査と比べると減少していますが、3割を超えています。

相談したいと思った時に適切な相談事業を利用できるよう、継続して、相談窓口の周知を図っていくことが必要です。

#### 【DVに関する相談】



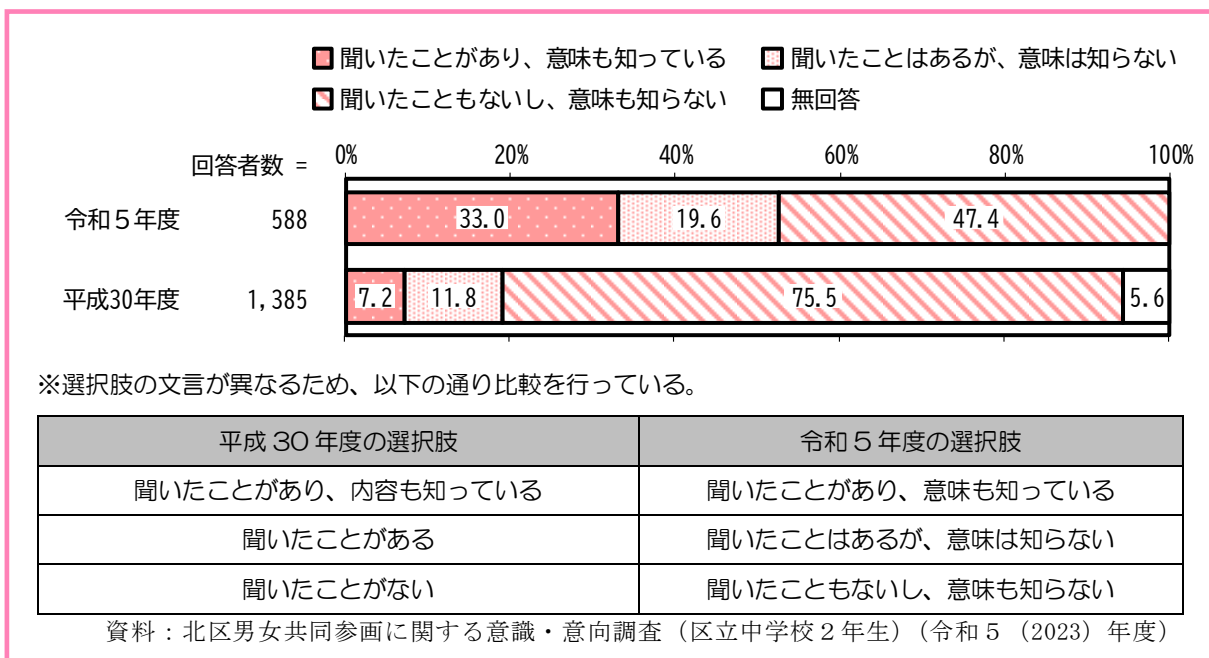
### ◆デートDVの認知度と経験

加えて、男女間における暴力は夫婦・パートナー間だけで起こっている問題ではなく、恋人同士の間でも交際相手に対する暴力が起こっています。

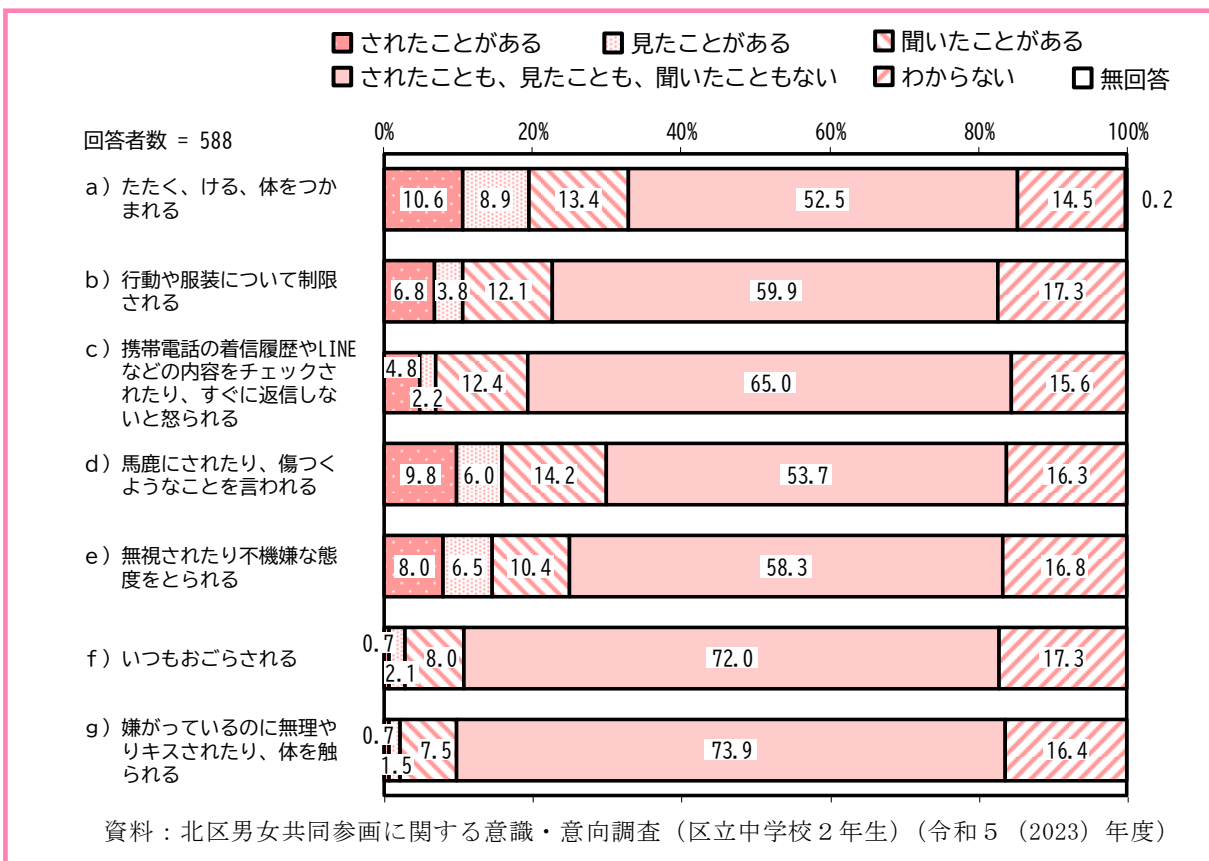
中学2年生の調査では、デートDVの認知度は3割程度となっています。また、デートDVの経験者も少数います。

継続して、デートDV被害に関する相談窓口の周知とともに、デートDVに関する啓発を行い、被害を受けている人を相談や支援につなげていく必要があります。

### 【デートDVの認知度】



### 【デートDVの被害経験】

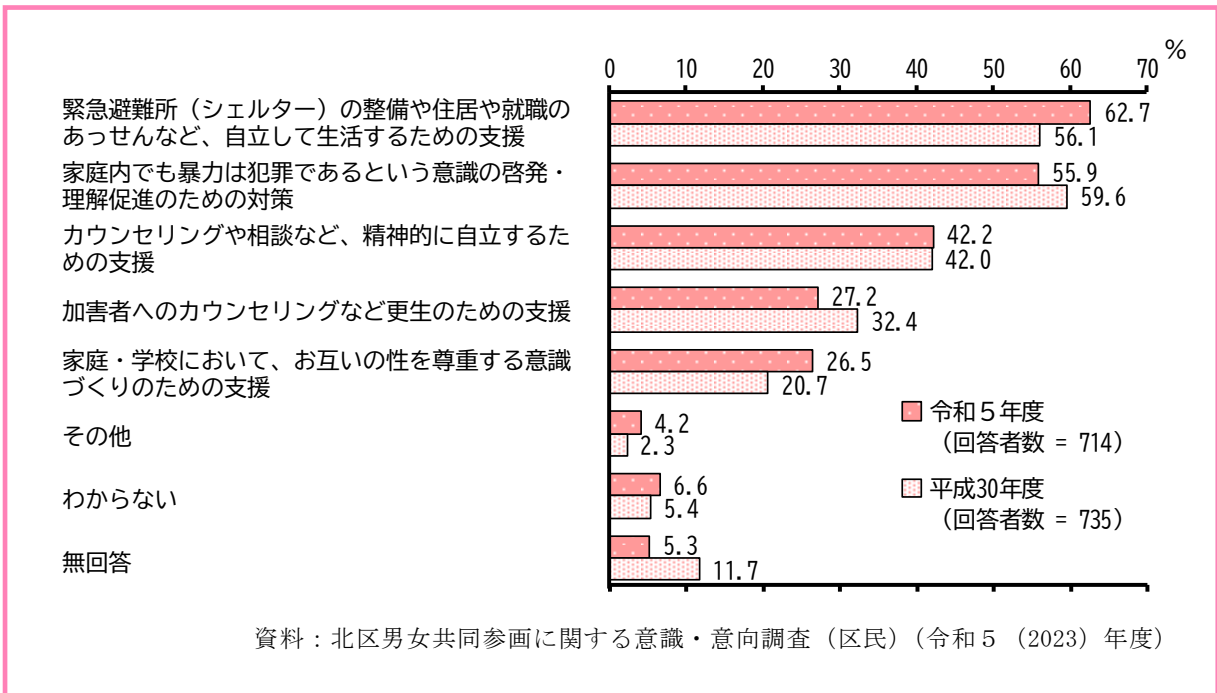


◆ 配偶者等からの暴力防止、被害者支援対策に求められていること

配偶者等からの暴力防止、被害者支援に必要な対策として「緊急避難場所（シェルター）の整備や住居や就職のあっせん等、自立して生活するための支援」が6割を超えて最も高く、前回調査と比較すると、6.6ポイント増加しています。

そのため、暴力の根絶のため警察や医療機関、民間団体との連携を強化しながら、被害者の安全を確保し自立に向けた支援を行っていくことが必要です。

【配偶者等からの暴力防止、被害者支援に必要な対策】





## 施策

### ① 暴力防止のための周知・啓発

配偶者や交際相手からの暴力は、犯罪となる重大な人権侵害であるという認識を様々な機会を捉えて広く区民に啓発します。また、将来、子どもたちが新たな加害者・被害者とならないよう、暴力防止の意識づくりに向けた啓発に取り組みます。

★重点取組

No.	重点	取組	取組の内容	担当課
1		DV・ストーカー防止啓発のための事業等の実施	配偶者や交際相手からの暴力は犯罪となる重大な人権侵害であるという認識を、講座、パンフレットや情報誌等により広く区民に向け意識啓発を行います。	多様性社会推進課
2	★	若年層に対する暴力防止に向けた啓発	デートDVやSNSを利用した性被害等の性暴力について、パンフレットや講座等により、若年層を対象とした加害者および被害者を生まないための予防啓発を行います。	多様性社会推進課
3	★	DVに関する情報提供による暴力の早期発見の実現	身体的な暴力だけでなく、大声でどなる、生活費を渡さない等の精神的・経済的暴力等もDVであることを、講座や情報誌等により広く区民に向けて周知し、DV等の早期発見につなげます。	多様性社会推進課

#### 重点取組における主要事業（No. 2）

- パンフレットや情報誌等を活用した若年層を対象とした暴力の予防啓発  
(多様性社会推進課)
- 出前講座「デートDV予防啓発講座」(多様性社会推進課)

#### 重点取組における主要事業（No. 3）

- DV専用ダイヤル(多様性社会推進課)
- ところと生き方・DV相談(多様性社会推進課)
- 女性のためのLINE相談(多様性社会推進課)
- 母子・父子、女性相談(生活福祉課)

## ② 相談体制の充実

被害者本人や配偶者暴力に気づいた人がすぐに相談することができ、被害者に適切な支援を総合的に行うことができるよう、各種相談事業を実施する担当機関と連携します。

★重点取組

No	重点	取組	取組の内容	担当課
4	★	DV被害者のための相談の実施	DV専用ダイヤル、こころと生き方・DV相談等の相談の場において、DVに関する相談に対し、問題解決に向けての支援等を行います。	多様性社会 推進課 生活福祉課
5		各種相談事業実施および担当機関との連携	各担当機関で実施している相談事業を継続していくとともに、担当機関と情報共有を実施し、総合的かつ継続的な支援を行うために、連携会議を定期的を開催します。	多様性社会 推進課 高齢福祉課 障害福祉課
6	★	配偶者暴力相談支援センターの運営	関係機関と連携しながら、医療保険・国民年金の手続き、同居する子どもの就学、住民基本台帳の閲覧等に関する制度の情報提供および助言を行う等、配偶者暴力相談支援センターとして被害者の支援を実施します。	多様性社会 推進課

### 重点取組における主要事業（No. 4）

- DV専用ダイヤル（多様性社会推進課）（再掲）
- こころと生き方・DV相談（多様性社会推進課）（再掲）
- 女性のためのLINE相談（多様性社会推進課）（再掲）
- 母子・父子、女性相談（生活福祉課）（再掲）

### 重点取組における主要事業（No. 6）

- 配偶者暴力相談支援センターの運営（多様性社会推進課）

## ③被害者支援の充実

日常の業務の中で配偶者暴力を発見しやすい立場にいる様々な関係者と連携し、被害者の安全に配慮しながら適切な対応が図られるよう、情報提供を行います。

★重点取組

No.	重点	取組	取組の内容	担当課
7	★	被害者の緊急一時保護事業の実施	緊急一時保護を実施します。また、関係機関が連携しながら被害者の個人情報の管理を徹底し、被害者の安全を守ります。	生活福祉課 高齢福祉課
8		被害者の自立に向けた支援の実施	被害者の生活再建をはじめとし、同行支援の実施や自助グループ活動の支援等、被害者が新たに自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら総合的かつ継続的な支援を行います。	多様性社会 推進課
9		被害者の子どもへの支援の実施	面前DV等の子どもの虐待に一体となって取り組むため、必要に応じてケース会議を実施する等、連携して対応します。	子ども家庭 支援センター
10		行政関係機関・警察等との連携	円滑な被害者支援を行うため、要保護児童対策地域協議会をはじめとする関係部署や警察等との情報共有を図る等連携を強化します。	多様性社会 推進課

## 重点取組における主要事業（No. 7）

- 母子緊急一時保護事業（生活福祉課）

## 課題2 「互いの人権を尊重する意識の形成」

### 現状・課題

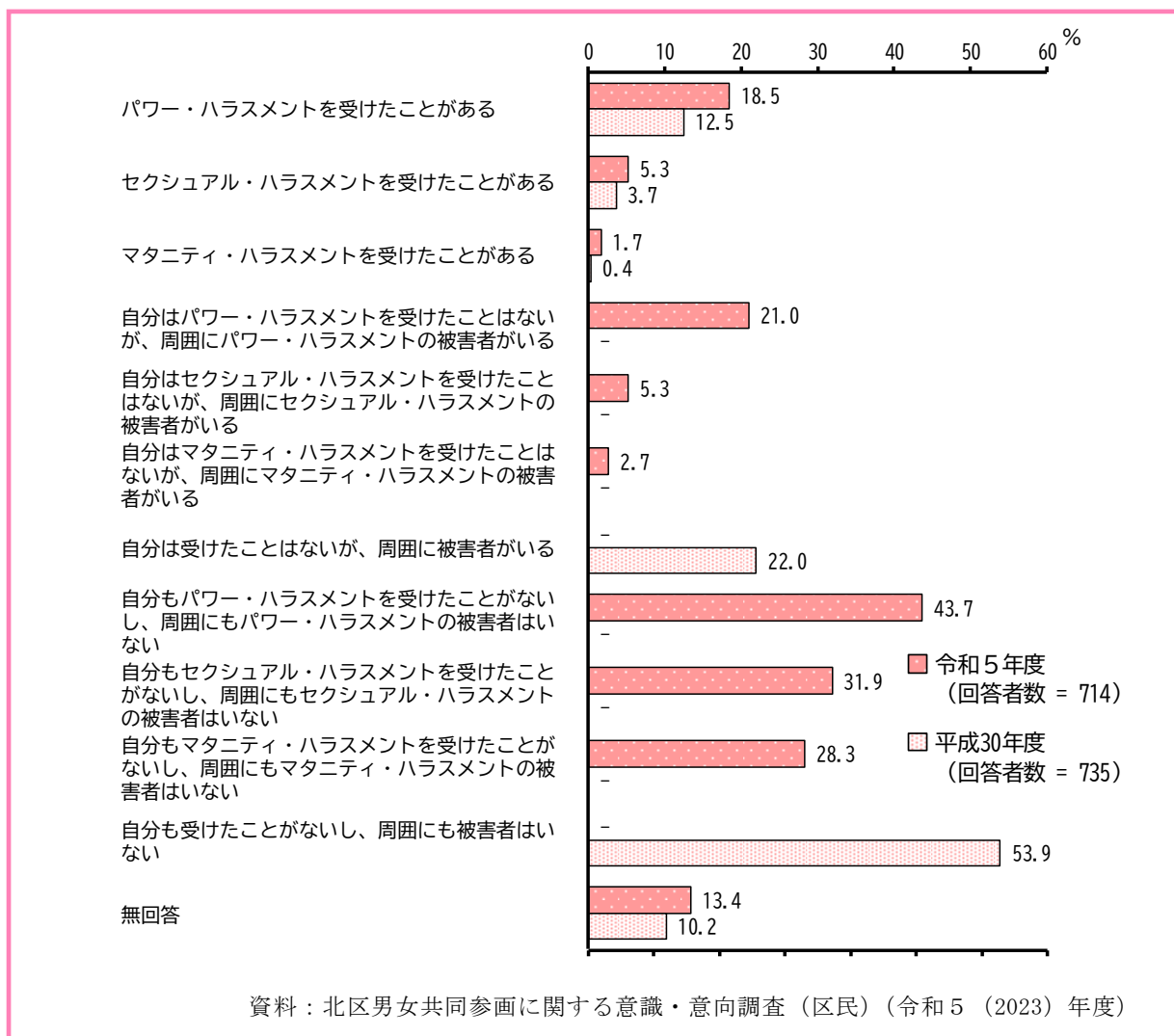
#### ◆ハラスメントの状況

北区男女意識意向調査結果では、「パワー・ハラスメントを受けたことがある」あるいは、「自分はパワー・ハラスメントを受けたことはないが、周囲にパワー・ハラスメントの被害者がいる」との回答が4割となっています。

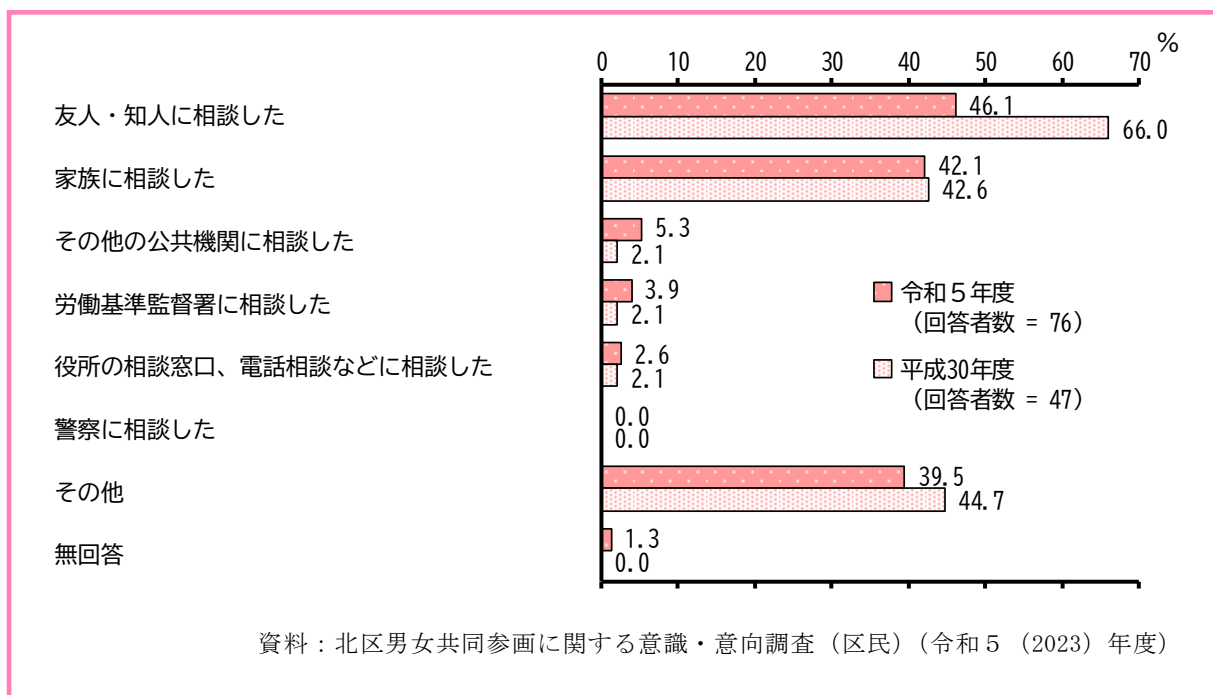
ハラスメントに対する相談相手については、「友人・知人に相談した」、「家族に相談した」との回答が大半を占めており、一方で「公的機関に相談した」との回答は約1割となっています。

ハラスメントを受けた際の対応や相談窓口を多くの人に知ってもらうため、情報提供を進めていくとともに、ハラスメント防止に向けた取組の必要性を啓発していくことが必要です。

#### 【ハラスメントの被害経験】



【ハラスメントに関する相談相手】



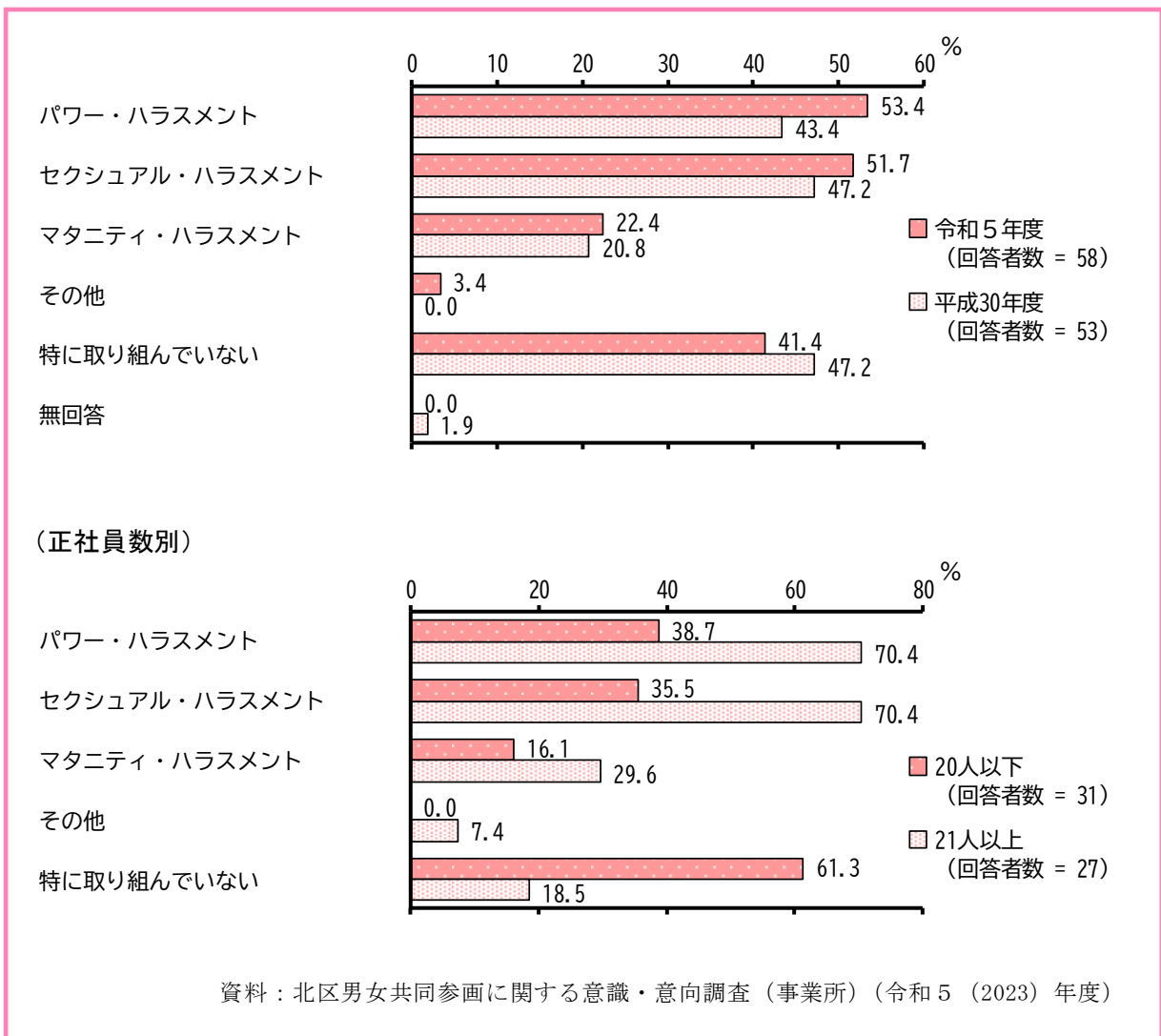
### ◆ハラスメント防止の取組状況

ハラスメント防止の取組状況について、「特に取り組んでいない」と回答した事業所は約4割となっており、正社員数が20人以下の事業所で多くなっています。

また、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント防止の取組を行っている」と回答した割合に対して、マタニティ・ハラスメント防止の取組を行っている」と回答した割合は少なくなっています。

このため、各事業所に対してマタニティ・ハラスメントも含めた様々なハラスメント防止の取組の必要性について、啓発していくことが必要です。

#### 【ハラスメント防止の取組状況】

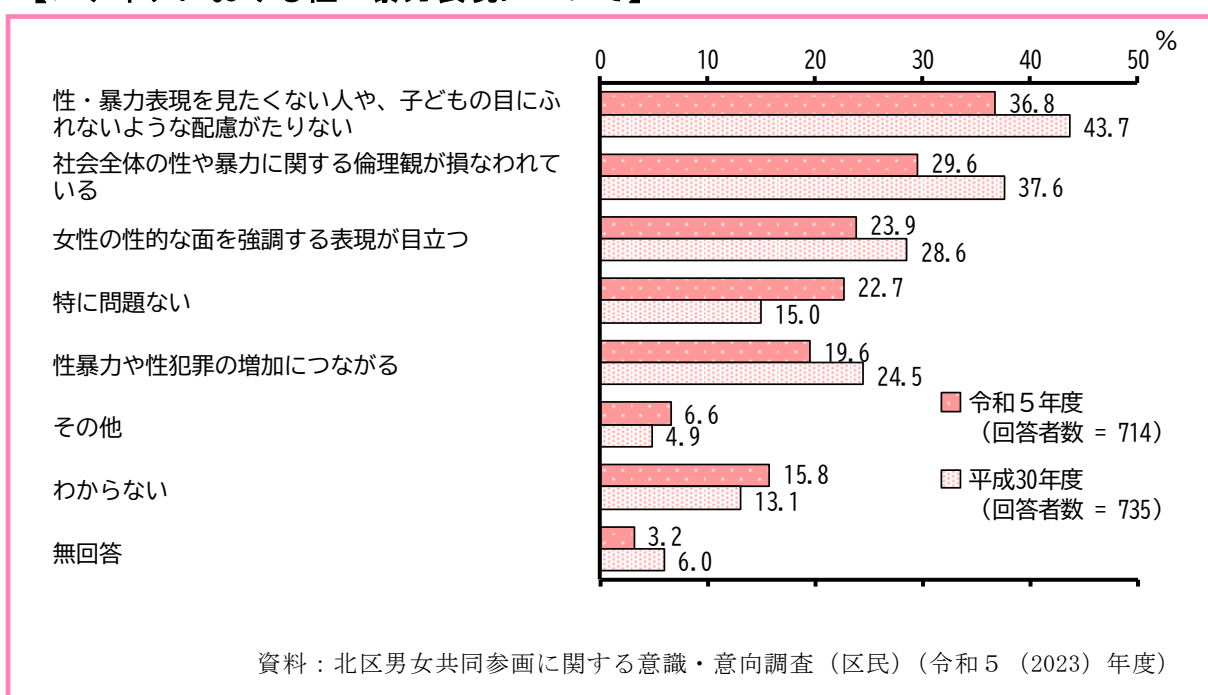


## ◆メディアにおける性・暴力表現への意識

メディアにおける性・暴力表現を問題として捉えている人が一定数います。

テレビやインターネット等、様々なメディアから流される暴力表現や、女性や子どもの性を商品化するような表現は、人権を侵害し誤ったイメージを社会に広める可能性があります。男女共同参画社会の視点に立って、こうした表現を改めていくためには、情報の受け手がメディア・リテラシーを高め、正しい判断と意思表示をすることが必要です。

## 【メディアにおける性・暴力表現について】



## 施 策

### ①人権の尊重および男女共同参画を阻害する暴力防止の意識づくり

児童、高齢者、障害者等への虐待防止研修等を実施し、虐待防止に対する意識の向上を図ります。また、区民一人ひとりの人権意識を高めるため、啓発や、学校での人権教育を行います。

★重点取組

No.	重点	取組	取組の内容	担当課
11	★	人権の尊重と男女共同参画の重要性の啓発	区民一人ひとりの人権意識を高め、人権への理解を深めるために、人権講演会、平和祈念週間や区民まつりでの啓発、広報誌への掲載等の活動を行います。 また、子どもの権利の尊重について動画、リーフレットの作成や出前講座により普及啓発を行います。	多様性社会推進課 子ども未来課
12	★	人権の尊重と男女共同参画の重要性の理解に関する教育の実施	人権について考える機会を設けることによって、一人ひとりが相手への思いやりの心や生命の尊さを体得すること等を目的として、小・中・義務教育学校等において人権教室を実施します。	多様性社会推進課
13		高齢者虐待に関する啓発	高齢者への虐待防止に対する意識の向上を図るため、情報提供や研修を行います。	高齢福祉課
14		障害者虐待に関する啓発	障害者への虐待防止に対する意識の向上を図るため、情報提供や研修を行います。	障害福祉課
15		児童虐待に関する啓発	児童への虐待防止に対する意識の向上を図るため、情報提供や研修を行います。	子ども家庭支援センター

#### 重点取組における主要事業 (No. 11)

- 人権講演会 (多様性社会推進課)

#### 重点取組における主要事業 (No. 12)

- 人権擁護委員による小・中・義務教育学校等での人権教室の実施  
(多様性社会推進課)



## ②人権侵害防止および男女共同参画を阻害する暴力の防止対策

児童、高齢者、障害者等への虐待、人権を侵害する行為の未然防止のため、関係機関との連携を強化し、切れ目のない総合的な支援を行います。また、児童、高齢者や障害者等権利擁護の推進を図ります。さらに、区民のメディア・リテラシーを高めるための啓発に取り組みます。

★重点取組

No	重点	取組	取組の内容	担当課
16		人権相談の実施	相談者が適切な権利擁護を受けられるよう、人権相談を実施します。	広報課
17		高齢者虐待への対応	高齢者への虐待の未然防止と早期発見に向け、関係部署と連携を図り、切れ目のない総合的な支援を行います。	高齢福祉課
18		障害者虐待への対応	障害者への虐待の未然防止と早期発見に向け、関係部署と連携を図り、切れ目のない総合的な支援を行います。	障害福祉課
19		児童虐待への対応	児童への虐待の未然防止と早期発見に向け、関係部署と連携を図り、切れ目のない総合的な支援を行います。	子ども家庭支援センター
20	★	様々なハラスメントの防止に関する啓発	職場等における様々な場面で生じる各種ハラスメントを防止するため、国や都と連携してハラスメントに関する講座を実施します。また、情報誌等によりハラスメント防止のための啓発を行います。	多様性社会推進課
21		メディア・リテラシーの啓発	メディアから発信される人権や男女共同参画に関連する情報を正しく理解し活用する力を醸成するため、情報誌等による啓発を行います。	多様性社会推進課

## 重点取組における主要事業 (No. 20)

- ハラスメントの防止に関する講座やパンフレット・情報誌による啓発及び情報提供 (多様性社会推進課)

### 課題3 「生涯を通じて健康的な生活を送るための支援」

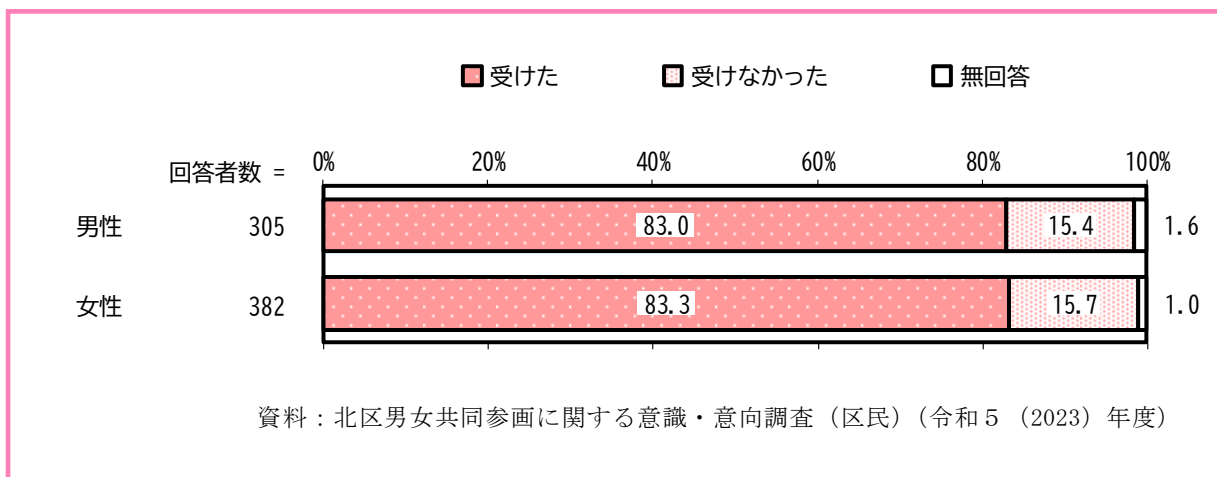
#### 現状・課題

##### ◆健康づくりの取組状況

過去1年間に健康診断を受けた人の割合は、男女ともに8割以上となっていますが、健康診断を受けていなかった人も1割半ばとなっています。

普段からの健康増進、病気の予防と早期発見が大切であり、健康診断等を充実させるほか、区民が主体的に健康づくりに取り組める環境整備を進める必要があります。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利を守る取組）に関する意識を広く社会に浸透させ、男女が共に高い関心を持ち、正しい知識・情報を得て、認識を深めるための施策を推進する必要があります。

#### 【過去1年間に健康診断を受けた人】

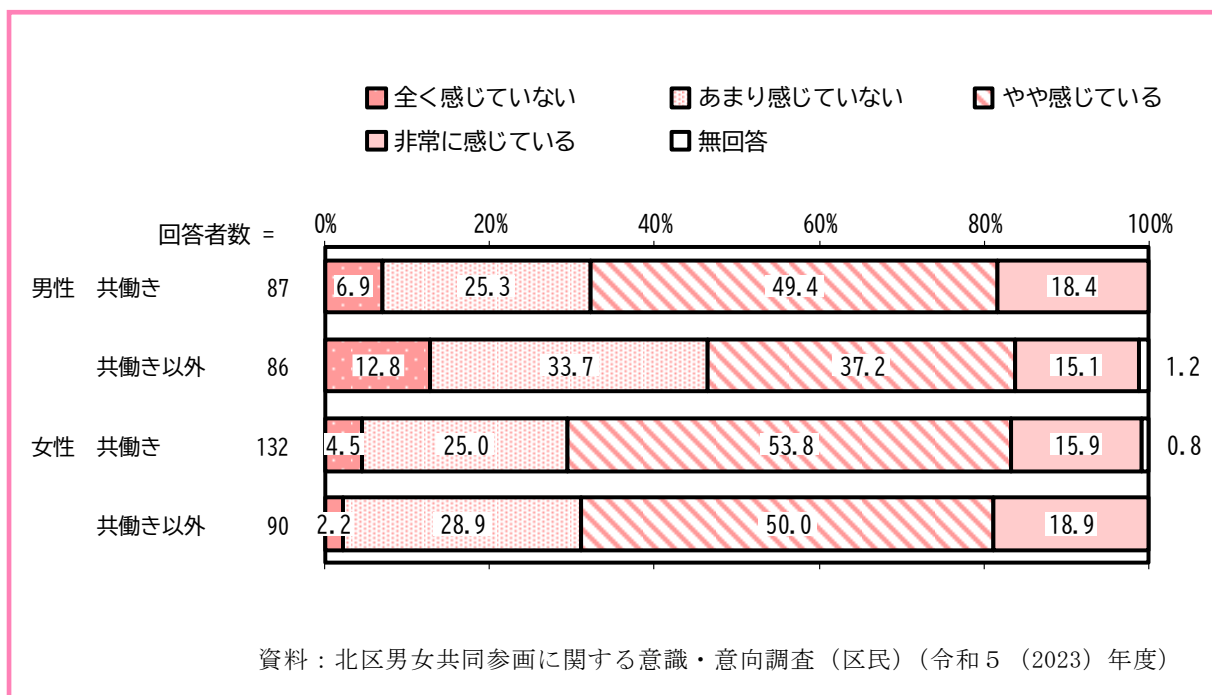


◆ストレスの状況

日頃の生活でストレスを感じているとの回答は、世帯の働き方別にみると、割合の高い順から、“女性の共働き”、“女性の共働き以外”、“男性の共働き”、“男性の共働き以外”となっており、仕事や子育て、介護等様々な要因で、多くの人々がストレスを抱えている状況が伺えます。

生涯を通じて心も身体も健康に過ごすために、区民が主体的に健康づくりに取り組める環境整備を進める必要があります。さらに、近年はストレス等による心の健康が問題となっていることから、性別や世代に応じたメンタルヘルス対策にも取り組む必要があります。

【日頃のストレス】



◆生きづらさを抱えた人への支援

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、複合的な生きづらさを抱える人がいることから、そうした人を相談につなげ、適切な支援を行うことが必要です。

## 施策

### ①性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の普及・啓発

性と生殖に関する健康と権利を守る取組について、性別や世代にとらわれず、正確な情報や科学的知識に基づいた内容を提供します。

No.	重点	取組	取組の内容	担当課
22		妊産婦保健相談事業	女性が安心して妊娠・出産から育児期を過ごすことができるよう、保健医療の情報提供を行うとともに、妊産婦健康診査や訪問指導、出産・育児応援事業等を行います。	保健サービス課
23		出産・育児支援	出産後の育児不安を軽減し、安心して子育てができるよう、保育士等が面接を行い、子育てや利用可能なサービスについての情報提供を行います。	子ども家庭支援センター 出産・子育て支援担当課
24	★	性に関する学びの提供	リプロダクティブ・ヘルス/ライツへの理解を深めるため、講座や情報誌等による情報提供を行います。	多様性社会推進課 保健サービス課 教育指導課 中央図書館
25		性感染症の予防に向けた取組	エイズや性感染症等に関する相談・検査を実施します。また、正しい知識や情報を広めるための啓発活動を行います。	保健予防課

#### 重点取組における主要事業（No. 24）

- パンフレットや情報誌等を活用した性に関する情報の提供（多様性社会推進課）

## ②生涯を通じた健康づくりへの支援

生涯にわたって安心して健康な生活を送ることができるよう、病気の早期発見や健康づくりに向けた支援を行います。また、メンタルヘルス対策への取組も進めます。

No	重点	取組	取組の内容	担当課
26		各種健診・検診の実施	生涯にわたって安心して健康な生活を送ることができるよう、病気の早期発見につながるような基本的な健康診査を行い、区民の健康管理を進めます。また、乳がんや子宮がん等女性に多い疾病について、検診の受診率向上に努めます。	国保年金課 健康政策課 保健サービス課
27		健康づくりに向けた支援	男女がともに生涯健康な生活を送ることができるよう、意識づくりや生活習慣の改善を図るための様々な支援を行います。	健康政策課
28		心身の健康相談事業の実施	保健師や臨床心理士による、心と体の健康に関する相談体制の充実や、パンフレット・情報誌によるメンタルヘルスに関する啓発・情報提供を行います。	保健サービス課
29		健康に関する情報提供	ライフイベントに合わせた健康に関する情報提供を行います。	多様性社会 推進課

## ③生きづらさを抱える人への支援

様々な生きづらさを抱える人への相談体制を充実させ、適切な支援につなげます。

No.	重点	取組	取組の内容	担当課
30		スペースゆう 女性相談の実施	「こころと生き方・DV相談」、「女性のための法律相談」、「グループカウンセリング」、「女性のためのLINE相談」を実施します。	多様性社会 推進課
31		スペースゆう 男性相談の実施	「こころと生き方・DV相談」を実施します。	多様性社会 推進課
32		性的マイノリティに対する相談の実施や居場所の提供	性的マイノリティの当事者を対象とした「にじいろ電話・法律相談」や居場所づくりのための事業を実施します。	多様性社会 推進課
33		女性相談支援員による相談の実施	母子・父子、女性相談において、生活上の困難を抱える人を支援します。	生活福祉課
34		くらしとしごと相談センターにおける支援	生活上の困難を抱える人に対し、自立相談支援事業を行います。	生活福祉課

## 課題4 「性の多様性を尊重する社会に向けた理解促進および支援」

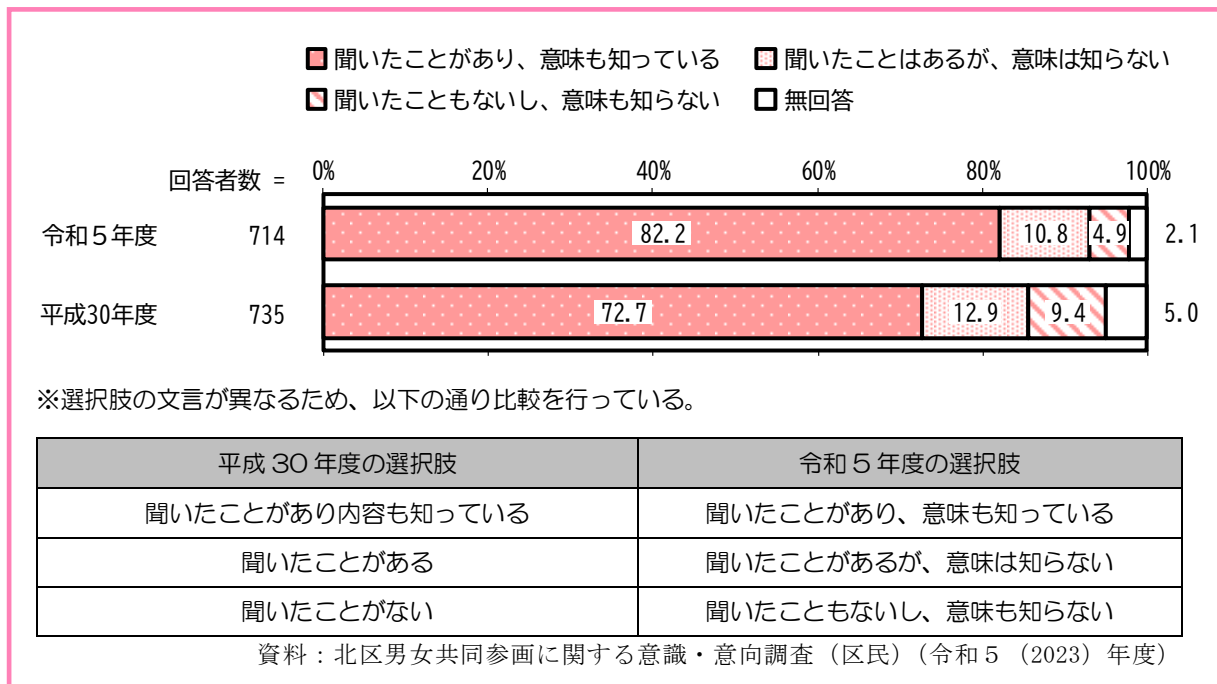
### 現状・課題

#### ◆性の多様性に関する理解

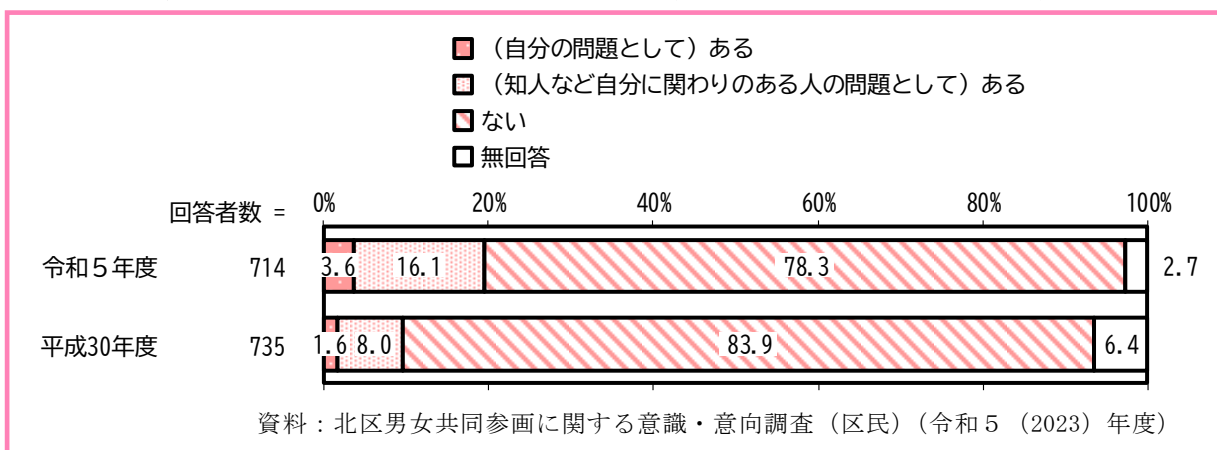
「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBTQ+）」という言葉が「聞いたことがあり、意味も知っている」が8割を超え、前回調査と比べると増加しています。また、性的少数者のことを身近にある問題として捉えている人も増加しています。

性的指向・性自認等の違いによる多様性を尊重し、互いを認めあう社会を築くために、引き続き、区民に対する性の多様性を尊重する意識を醸成する啓発を実施するとともに、性的少数者への支援が必要です。

#### 【「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBTQ+）」の認知度】



#### 【「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBTQ+）」に対する意識】



## 施策

### ①性の多様性に関する啓発

性の多様性の正しい理解と、知識の普及啓発のため、職員に対する研修の実施、区民を対象とした啓発事業の実施や情報提供を行います。

				★重点取組
No.	重点	取組	取組の内容	担当課
35		職員に対する性の多様性に関する啓発	職員研修やハンドブックにより職員の意識啓発を図ります。	多様性社会推進課
36	★	区民に対する性の多様性に関する啓発	区民向けの講座やパンフレット、情報誌による啓発を行います。	多様性社会推進課 子ども未来課 中央図書館

#### 重点取組における主要事業 (No. 36)

- 性の多様性に関する理解促進のための啓発事業（多様性社会推進課）

### ②性的マイノリティへの支援

北区パートナーシップ宣誓制度を、東京都と連携しながら運用します。また、性的少数者を対象とした相談の実施や居場所を提供する等、性的少数者への支援を行います。

				★重点取組
No.	重点	取組	取組の内容	担当課
37	★	性的マイノリティに対する相談の実施や居場所の提供<再掲>	性的マイノリティ等を対象とした「にじいろ電話・法律相談」や居場所づくりのための事業を実施します。	多様性社会推進課 生活福祉課
38		北区パートナーシップ宣誓制度の運用	都と連携しながら、北区パートナーシップ宣誓制度を運用します。	多様性社会推進課

#### 重点取組における主要事業 (No. 37)

- にじいろ電話・法律相談（多様性社会推進課）
- 性的マイノリティ限定交流会（多様性社会推進課）

## 2 基本目標Ⅱ

### 基本目標Ⅱ

### あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが活躍するまち

#### 課題1 「ワーク・ライフ・バランスの推進」

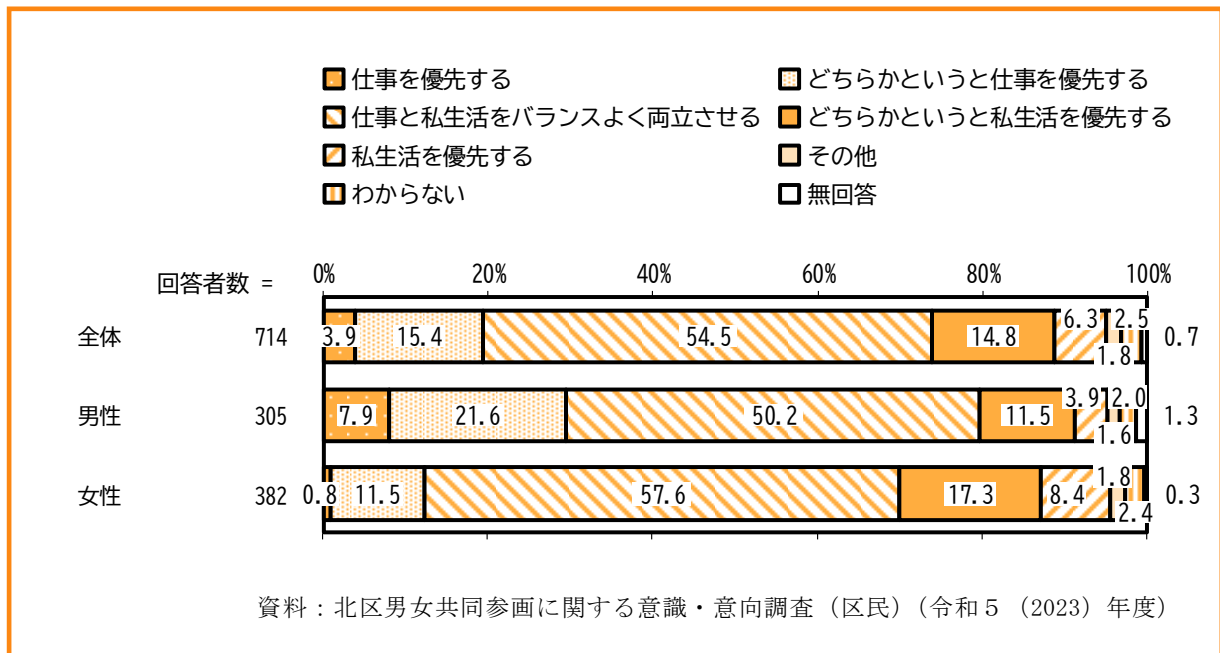
##### 現状・課題

##### ◆働き方への意識

仕事と私生活の両立について「バランスよく両立させる」という考えを支持するという回答が5割半ばで最も高くなっていますが、「どちらかという仕事を優先する」は、男性が女性より10.1ポイント高くなっており、男性は、仕事を優先する人が多く、女性は、私生活を優先する人が多くなっています。

在宅勤務や時差勤務等の導入によって多様で柔軟な働き方が広がり、家族のあり方も多様化する中、家事や育児、介護等様々な事情を有する人が働き続けられる環境を整備することが必要です。

#### 【仕事と私生活の両立について】



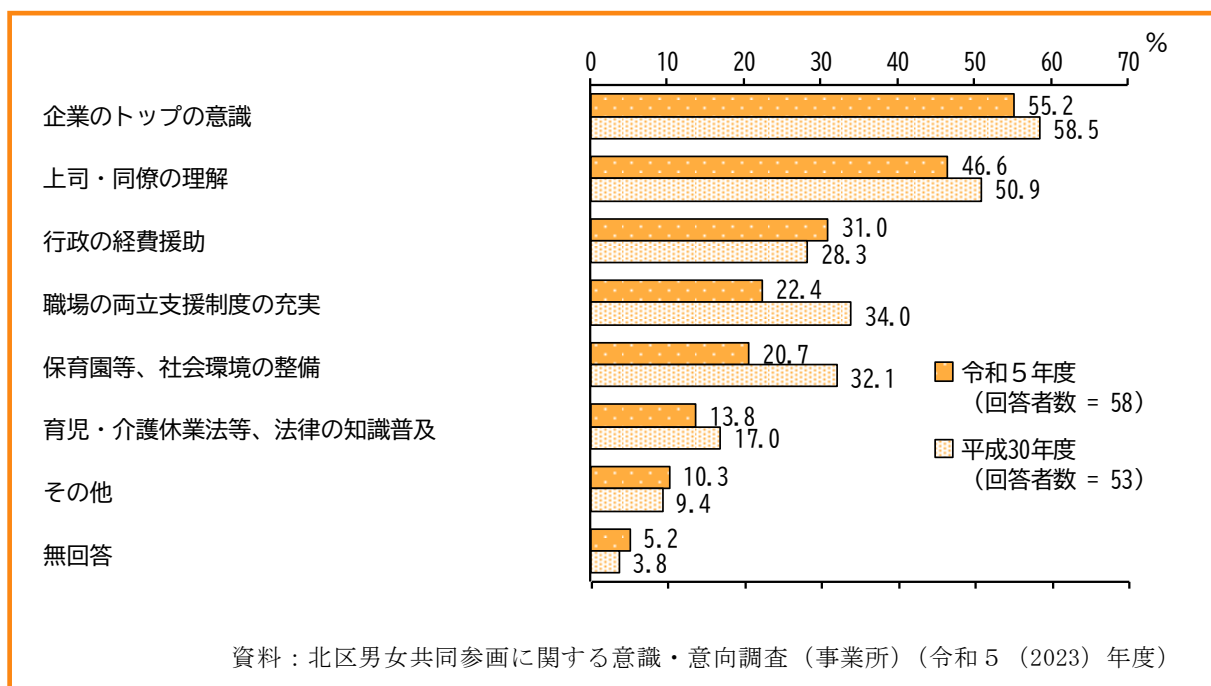


### ◆事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進

企業においてワーク・ライフ・バランスを推進する上で一番重要なことについて、前回調査と同様に、「企業のトップの意識」、「上司・同僚の理解」との回答が多くなっています。

職場内のワーク・ライフ・バランスに対する意識を醸成し、職場全体でワーク・ライフ・バランスを進めていくことが重要です。男性を中心とした長時間労働等の慣行を見直し、「男性は仕事」「女性は家庭」という「昭和モデル」から脱却し、だれもが家庭でも仕事でも活躍できる社会の実現を図っていくことが必要です。

#### 【ワーク・ライフ・バランス推進のために重要なこと】



## 施策

### ①企業等に向けたワーク・ライフ・バランスの啓発・支援

企業のワーク・ライフ・バランスの理解促進を図るために啓発活動を行うとともに、男性の働き方に対する意識改革の促進や労働に関する啓発を行います。

★重点取組

No.	重点	取組	取組の内容	担当課
39	★	働き方改革・意識改革の啓発	男性の長時間労働の削減や育児休暇の取得を推進する等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、講座、パンフレットや情報誌等により情報提供を行います。	多様性社会推進課
40		北区施工能力審査型総合評価方式による入札の実施	国や都のワーク・ライフ・バランスに関する認定を受けている事業者等に対して評価を行う北区施工能力審査型総合評価方式による入札を実施します。	契約管財課
41		労働関係セミナーの実施	労働法や労働問題に関する労働セミナーを東京都労働相談情報センターと共催で実施します。(隔年)	多様性社会推進課

#### 重点取組における主要事業 (No. 39)

- 企業を対象としたワーク・ライフ・バランス講座 (多様性社会推進課)

### ②働く人に向けたワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

だれもが希望に応じて仕事や家庭で活躍できるよう、働く人に向けたワーク・ライフ・バランスの理解促進のための啓発活動を行います。

No.	重点	取組	取組の内容	担当課
42	★	働き方改革・意識改革の啓発 (再掲)	男性の長時間労働の削減や育児休暇の取得を推進する等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、講座やパンフレット、情報誌等により情報提供を行います。	多様性社会推進課
43		ライフイベントに応じたワーク・ライフ・バランスの情報の提供	出産・育児、病気等のライフイベントと仕事の両立を図るため、各種制度やサービス、働きやすい職場づくりに向けた情報を提供します。	多様性社会推進課
44		国や都の各種支援制度の活用推進	国や都で実施している各種事業も活用してもらうため、情報提供を行います。	多様性社会推進課

#### 重点取組における主要事業 (No. 42)

- 働く人を対象としたワーク・ライフ・バランス講座 (多様性社会推進課)

## 課題2 「子育てや介護に関する支援」

### 現状・課題

#### ◆子育てや介護と仕事の両立に必要な支援

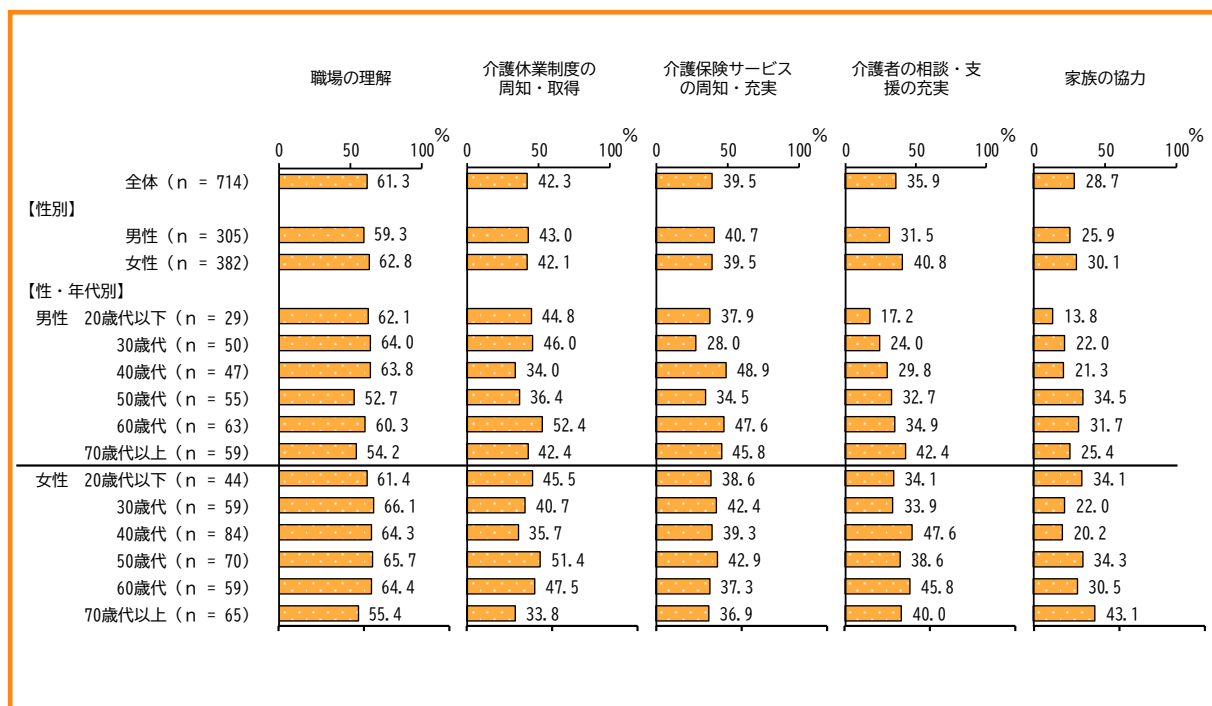
介護と仕事の両立に必要な支援は、すべての性別・年代で「職場の理解」が最も高くなっており、介護と仕事の両立を実現するためには、就労している職場の理解と支援の必要性が伺えます。

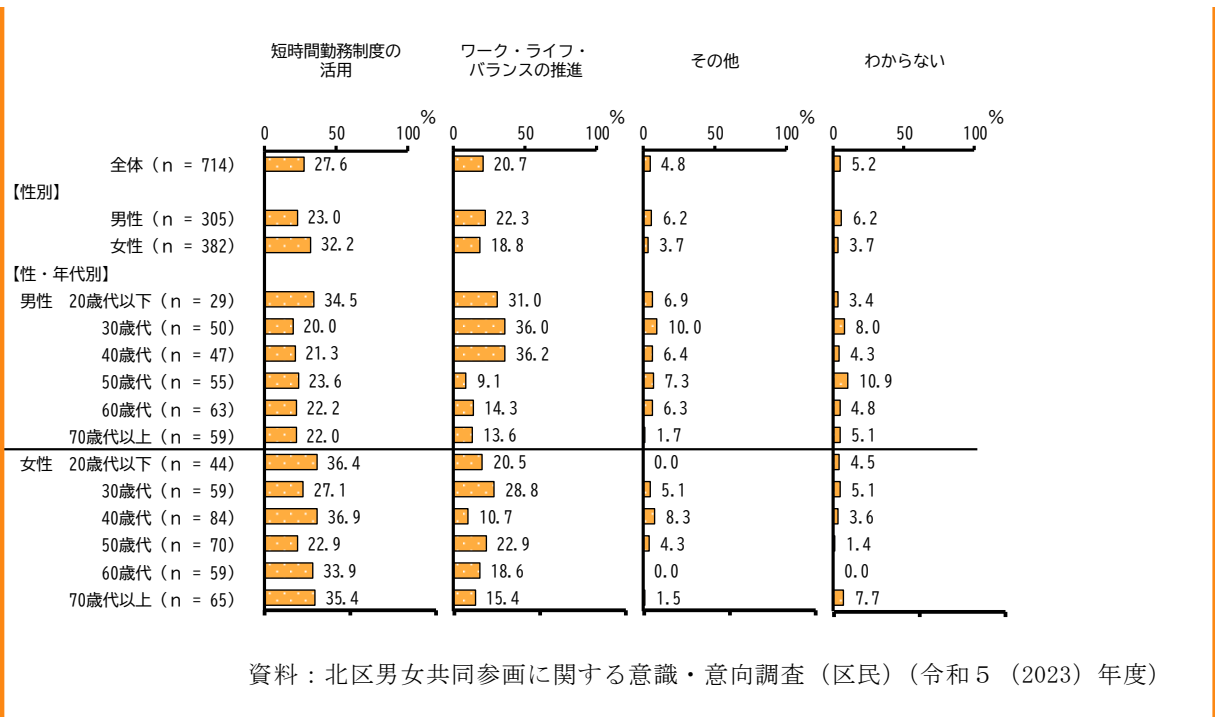
子育てと仕事を両立するために必要な支援として、“子どもがいる”人は、男性・女性ともに休暇取得や勤務軽減に関する制度の充実が必要だと回答した割合が高くなっています。“子どもがいない”人は、男性では勤務軽減を、女性では休暇取得の制度の充実が必要と回答した割合が高くなっています。

介護と仕事の両立を実現するためには、企業や労働者に対して、介護支援サービスや介護休業制度等の情報および再就職に関する情報等を提供することが必要です。

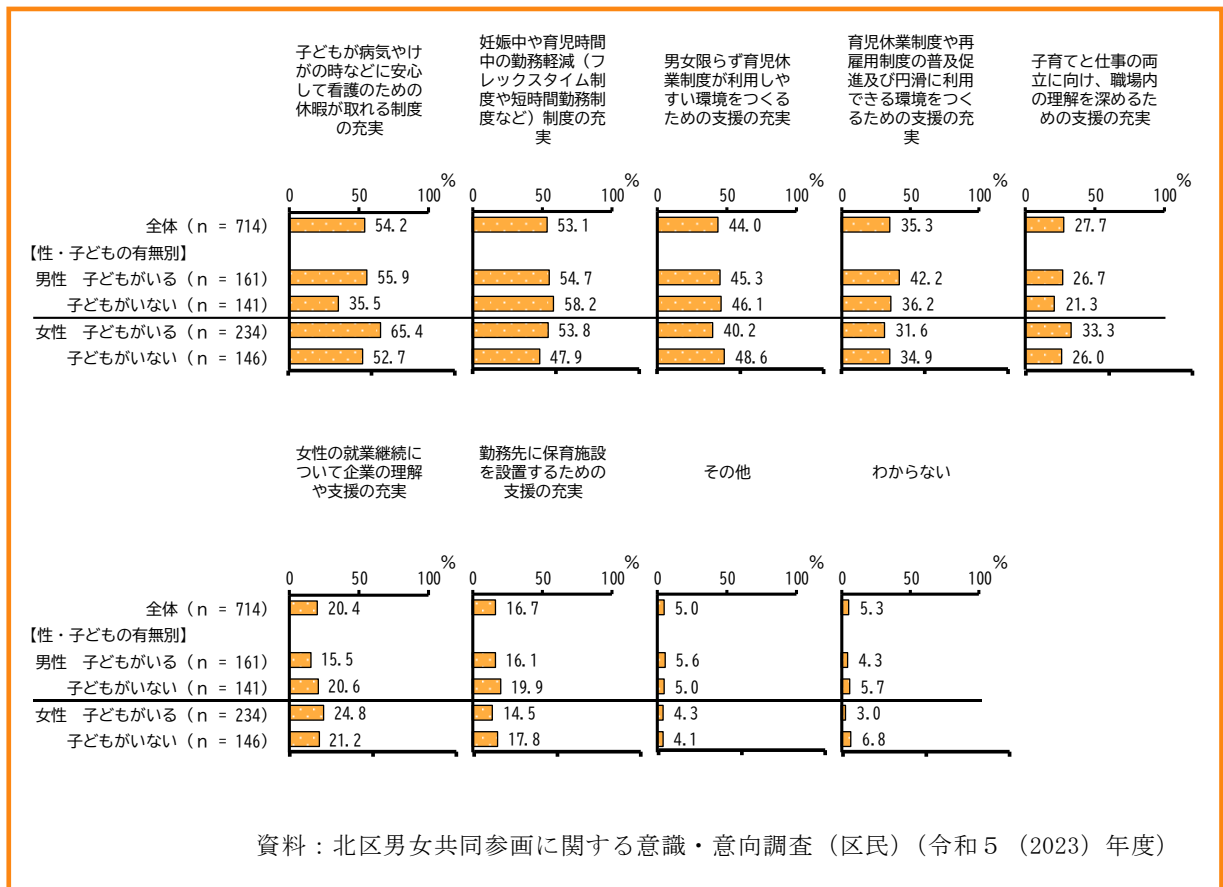
また、子育てと仕事の両立を実現するためには、まずは休暇の取得や勤務の軽減につながる制度をより充実させていくことが必要です。

#### 【介護と仕事の両立に必要な支援】





### 【子育てと仕事の両立に必要な支援】

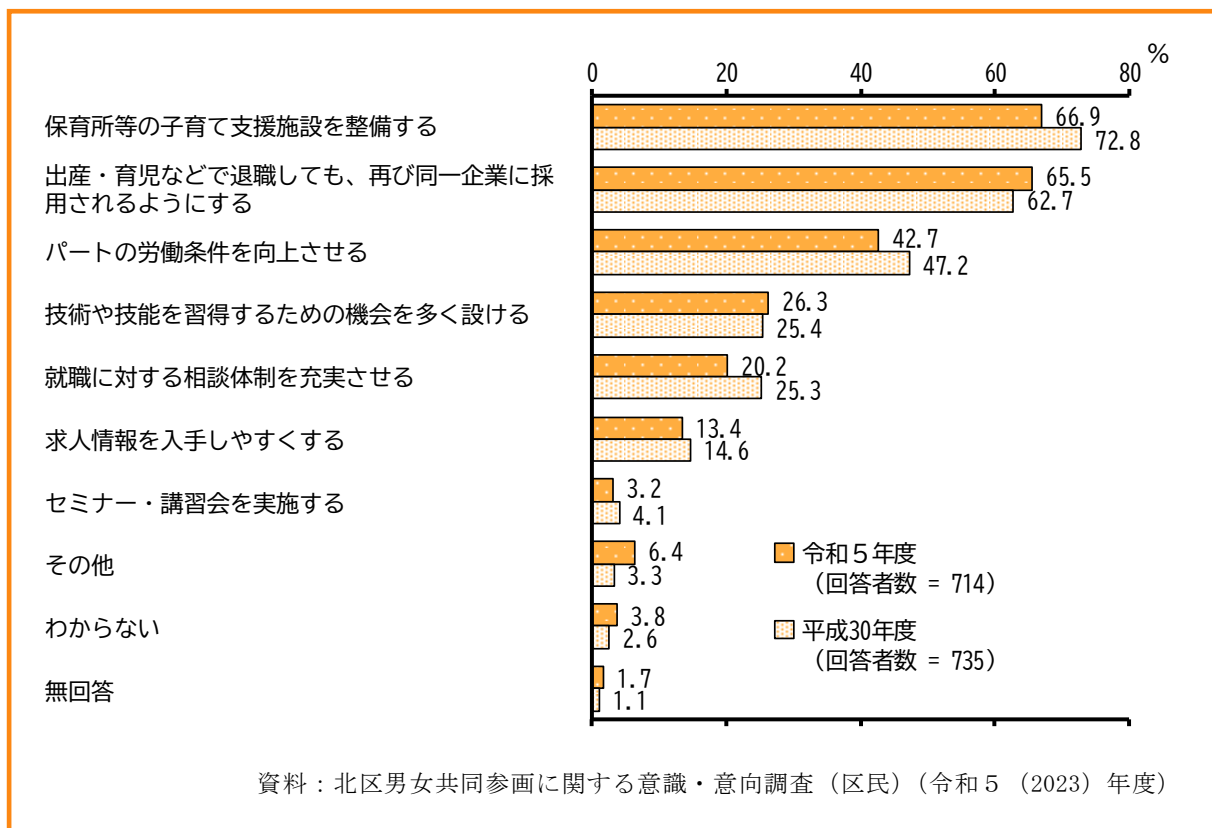


◆女性の再就職時に必要な支援

仕事をやめた女性が再就職を希望する場合、必要な支援や対策について、「保育所等の子育て支援施設を整備する」が7割と最も高くなっています。

令和6（2024）年4月期の保育所等における待機児童は概ね解消された状況ですが、地域ごとの保育ニーズ等を引き続き分析し、必要に応じた対応を検討する必要があります。

【女性の再就職に必要な支援・対策】



## 施策

### ①子育てをしている人への支援

地域による子育て支援や育児中の養育者の相談体制の充実等を図ります。また、地域ごとの保育サービスや学童保育のニーズを適切に把握し、ニーズに応じた対応を進めます。

★重点取組

No.	重点	取組	取組の内容	担当課
45		子育て相談事業の充実	子育て中の様々な不安や悩みをひとりで抱えずに、安心して子育てができるように、気軽に相談できる窓口や相談体制の充実を図ります。	保健サービス課 子どもわくわく課 子ども家庭支援センター 教育総合相談センター
46		放課後の子どもの居場所づくり	児童が放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、放課後子ども総合プランを推進します。	子どもわくわく課
47		児童館・子どもセンター事業の充実	乳幼児親子、小学生、中高生の居場所機能として、機能の充実と利用推進を図っていきます。	子どもわくわく課
48		ファミリーサポートセンター事業の実施	サポート会員が保護者に代わり、保育園・学童クラブ等への送迎を行います。	子ども家庭支援センター
49		病児・病後・休日・延長保育の実施	多様化する保護者の保育ニーズに対応するため、病児病後児保育や休日・延長保育等を実施します。	保育課
50		多様な保育ニーズに対応した保育の実施	在宅子育て家庭の育児不安の解消や、子どもの体験機会を創出するため、保育園や認定こども園で、子育てに関する相談や情報の提供、保護者同士の交流の機会の提供、未就園児の子育ち応援モデル事業や、体験入園等を実施して、地域の子育てを支援します。	保育課 学校支援課
51		親育ちサポート事業の実施	親がいきいきと自信を持って子育てができるよう親育ちサポート講座「ノーバディズ・パーフェクト・プログラム（NPプログラム）」等を実施します。	出産・子育て支援担当課
52	★	子育て情報の提供	子育て家庭や妊産婦に子育て支援施設や子育て支援事業等を活用してもらえるよう、情報提供や相談・援助等を行います。	子ども家庭支援センター

#### 重点取組における主要事業（No. 52）

- 子育て情報の提供（子ども家庭支援センター）

## ②家族の介護をしている人への支援

家族の介護・看護による離職防止や離職後の職場復帰のための情報提供等、介護者に対する支援を行います。

No	重点	取組	取組の内容	担当課
53		高齢者、障害者に関する相談事業の充実	高齢者あんしんセンターが地域の高齢者の生活を支える総合機関として支援を行います。また、民間との協力により、身体・知的・精神障害者の相談を実施します。	高齢福祉課 障害福祉課
54		介護者に対する支援・情報提供	認知症の人とその家族のための支援を実施します。医療的ケア児やその家族等の相談に応じ、必要な支援を提供します。	長寿支援課 障害福祉課
55		高齢者生活援助サービス・障害福祉サービスの提供	社会福祉協議会の友愛ホームサービス利用に対し、年会費や利用料の一部を補助します。 障害者の自立と社会参加を支援するため、障害種別にかかわらず共通の福祉サービスを地域において提供します。	高齢福祉課 障害福祉課
56	★	介護による離職防止・職場復帰のための情報提供	家族の介護による離職防止のため、制度の利用方法等、介護と仕事の両立に役立つ知識・情報を提供します。	多様性社会推進課

## 重点取組における主要事業 (No. 56)

- 介護を理由とした離職の防止と職場への復帰に関する知識と情報の提供  
(多様性社会推進課)

## ③困難を抱える家庭への支援

困難を抱える家庭が孤立することのないよう、居場所づくりや保護者の自立支援等の取組を行います。

No.	重点	取組	取組の内容	担当課
57		困難を抱える家庭への貸付・助成事業の実施	生活困窮者やひとり親家庭等困難を抱える家庭の自立の促進と経済的支援のため、貸付や助成事業を行います。	生活福祉課 子ども未来課
58		母子生活支援施設への入所支援	さまざまな問題を抱え、子どもの養育に困っている母子世帯を支援するため、施設入所や入所後の就労支援等、自立に必要な支援を行います。	生活福祉課

No.	重点	取組	取組の内容	担当課
59		母子・父子家庭自立支援プログラムの提供	ひとり親家庭の就労を支援するため、母子・父子自立支援員が、児童扶養手当の受給者等個々の状況にあわせた自立支援プログラム（就労計画書）を策定します。	生活福祉課
60		生活困窮・ひとり親家庭等の小・中学生への学習支援事業の実施	生活困窮・ひとり親世帯等の小・中学生に対し、受験に向けた学習習慣の定着および学力の向上、社会性の育成のため、子どもの状況に寄り添った学習支援事業を実施します。	生活福祉課 子ども未来課
61		ひとり親家庭向け相談・交流事業の実施	ひとり親家庭が抱える生活や就労等に関する悩みごとを解決するため、ひとり親家庭を対象とした相談や生活・就労を支援する講習会を実施します。また、ひとり親家庭を対象とした交流会を実施します。	子ども未来課
62		児童育成手当、児童扶養手当の支給	生活困窮者やひとり親家庭等困難を抱える家庭を支援するため、児童育成手当等の給付事業を行います。	子ども未来課
63		子ども家庭在宅サービス事業の実施	産前産後の育児を行っている家庭に対する家事支援・育児支援や保護者の入院・出張等に際し、子どものショートステイ事業を実施します。	子ども家庭支援センター
64		養育支援家庭のための支援	養育困難家庭の養育を支援し、児童虐待の予防・早期発見等児童虐待を防止するため、養育が困難な家庭を対象とした養育支援を行います。	子ども家庭支援センター
65		子どもの居場所づくり（子ども食堂等）支援事業の実施	子どもの居場所をつくるため、子ども食堂を実施する子育て支援団体と連携し、主に家庭の事情等により孤食の常況にある子どもを対象とした食事の提供や居場所づくりを行います。	子ども未来課
66		フードパントリー支援事業の実施	子育て中の生活困窮世帯等に対して食の支援を実施する子育て支援団体と連携し、主に要支援世帯を対象に食料の提供をするとともに、それぞれの生活状況に応じて必要な支援につなげます。	子ども未来課
67		ヤングケアラーの子どもと家庭の支援	ヤングケアラーを早期把握するため、ヤングケアラーの子どもへの支援に関する研修を実施します。また、支援者を対象とした連絡会を開催し、支援が必要な子どもに必要な支援につなげます。	子ども家庭支援センター
68		ひきこもり状態にある方やその家族などへの相談や居場所の提供	ひきこもりに悩む本人や家族からの相談に応じます。また、居場所づくりに取り組みます。	生活福祉課



### 課題3 「働く場における男女平等の推進」

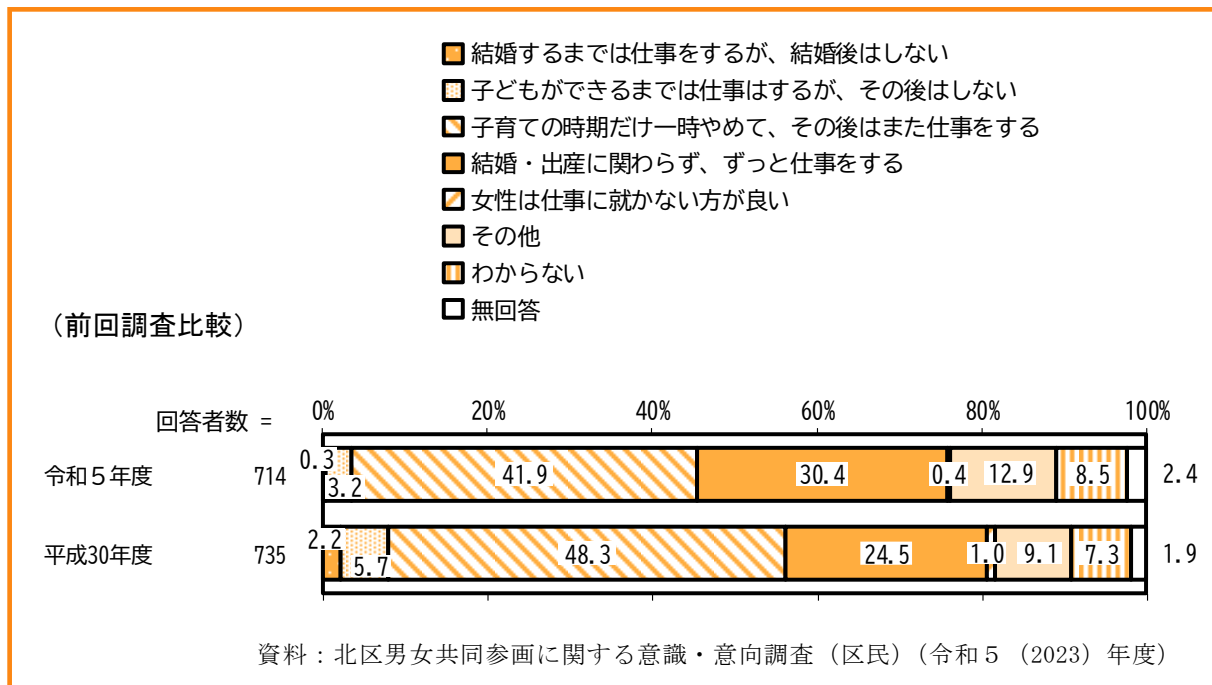
#### 現状・課題

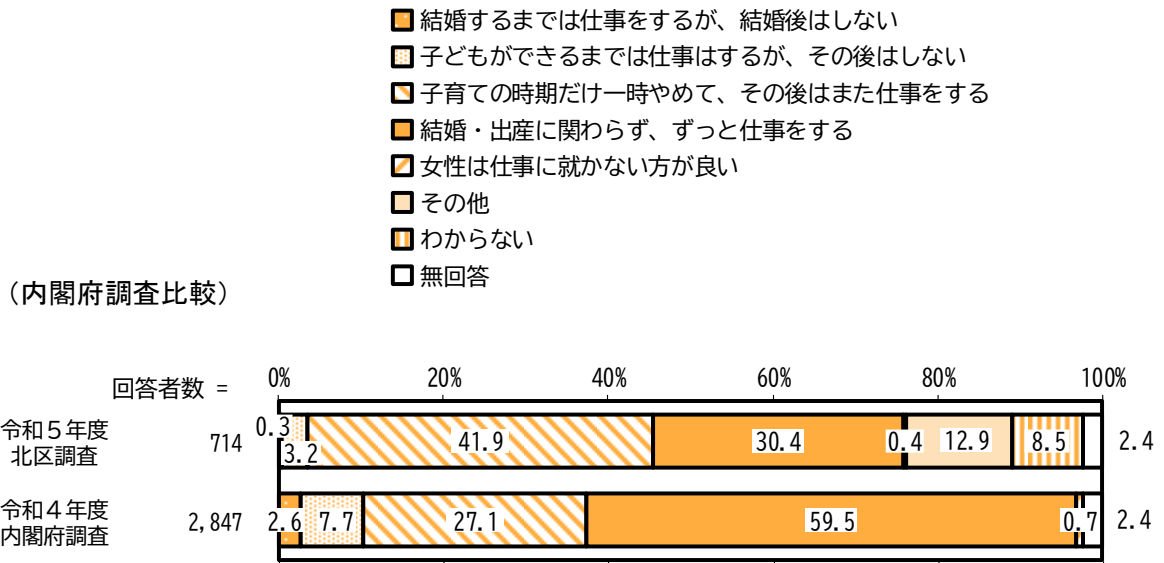
##### ◆女性の働き方に対する意識

北区男女意識意向調査結果では、「結婚・出産に関わらずずっと仕事をする」との回答は、前回調査と比べると、増加していますが、内閣府調査と比べるとその割合は低くなっています。北区男女意識意向調査結果では「子育ての時期のみ一時やめる」との回答の割合が高くなっていることから、子育てが終わった後で職場復帰を望む人が多いことが伺えます。また、「結婚・出産に関わらずずっと仕事をする」との回答は、前回調査と比べると、男性・女性ともに増加しています。特に、女性はほぼ10ポイント増加しています。女性が結婚や出産といったライフイベントを経ながら、仕事を継続していくことは望ましいとの考えが、男性・女性ともに定着してきていることが伺えます。

女性に対して、就職・再就職の支援を行うとともに、出産後もキャリア展望を失わずに活躍できる社会に移行するための支援も必要です。

#### 【望ましい女性の働き方】





※下記の通り、内閣府調査項目と北区調査項目とを対応させて比較している。

北区調査項目	内閣府調査項目
結婚するまでは仕事をするが、結婚後はしない	結婚するまでは職業をもつ方がよい
子どもができるまでは仕事をするが、その後はしない	子どもができるまでは、職業をもつ方がよい
子育ての時期だけ一時やめて、その後はまた仕事をする	子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい
結婚・出産に関わらず、ずっと仕事をする	子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい
女性は仕事に就かない方がよい	女性は職業をもたない方がよい

資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査（区民）（令和5（2023）年度）

## 施策

### ① 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

女性活躍推進法に基づく協議会を継続して運営します。また、個々の女性がそれぞれの希望に応じた働き方ができるよう、再就職やキャリア形成に向けた支援を行います。

## ★重点取組

No.	重点	取組	取組の内容	担当課
69		女性活躍推進協議会の運営	女性の活躍を推進する取組を検討するため、女性活躍推進協議会を運営します。	多様性社会推進課
70		継続就労のための支援	女性の継続就労を支援するため、企業や個人を対象とした、育児・介護休業等の制度関係や雇用問題等に関する講座を実施します。また、関係機関と連携し、継続就労に必要な講座や知識・情報を提供します。	多様性社会推進課
71	★	就職や再就職のための支援	女性の就職や再就職を支援するため、講座の実施や、雇用機会の均等等、必要な知識・情報を提供します。また、関係機関と連携し、女性の就職や再就職を支援します。	多様性社会推進課 産業振興課
72		起業・開業の支援	女性の起業・開業を支援するため、講座を実施し、必要な知識・情報を提供します。	産業振興課
73	★	キャリア形成の支援	女性のキャリア形成を支援するため、キャリアアップ等に関する講座を実施し、キャリア形成に必要な知識・情報を提供します。	多様性社会推進課

## 重点取組における主要事業 (No. 71)

- 女性活躍推進応援塾「再就職準備セミナー」(多様性社会推進課)

## 重点取組における主要事業 (No. 73)

- 女性活躍推進応援塾「キャリアアップセミナー」(多様性社会推進課)
- 女性活躍推進応援塾「リスクリングセミナー」(多様性社会推進課)

## ②職場等におけるハラスメントの防止

職場等でのセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止に向けた啓発を行います。

No	重点	取組	取組の内容	担当課
74		様々なハラスメントの防止に関する啓発(再掲)	職場等における様々な場面で生じる各種ハラスメントを防止するため、国や都と連携してハラスメントに関する講座を実施します。また、情報誌等によりハラスメント防止のための啓発を行います。	多様性社会推進課

## 課題4 「意思決定過程への女性の参画推進」

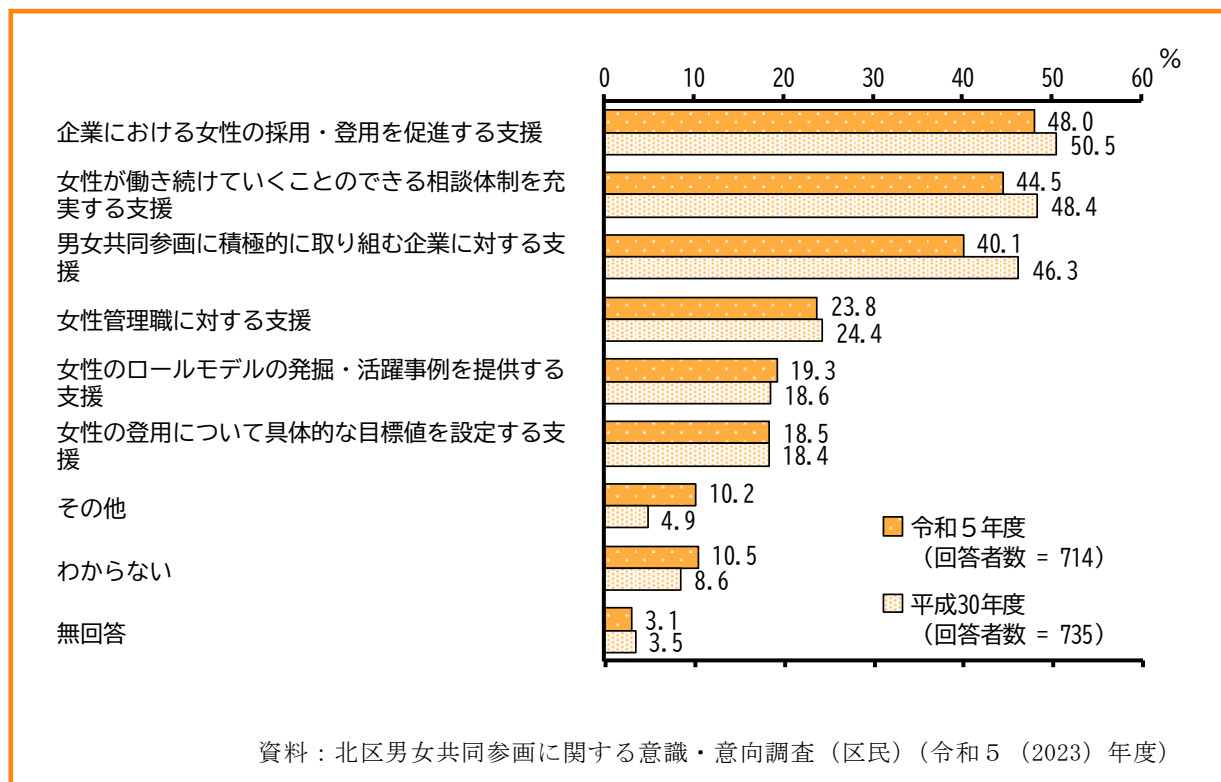
### 現状・課題

#### ◆雇用分野における女性参画において求められているもの

雇用分野における女性の管理職の登用等、女性の参画を促すために必要な支援については、「企業における女性の採用・登用を促進する支援」が5割と最も高くなっています。次いで、「女性が働き続けていくことのできる相談体制を充実する支援」が4割半ば、「男女共同参画に積極的に取り組む企業に対する支援」が4割となっています。

社会や個人の固定的な性別役割分担意識等を背景に、女性の登用が男性よりも遅れている中、意思決定過程の場における男女共同参画の重要性について、事業所に向けて、積極的に働きかけることが必要です。

#### 【雇用分野における女性の参画を促進するために必要な支援】



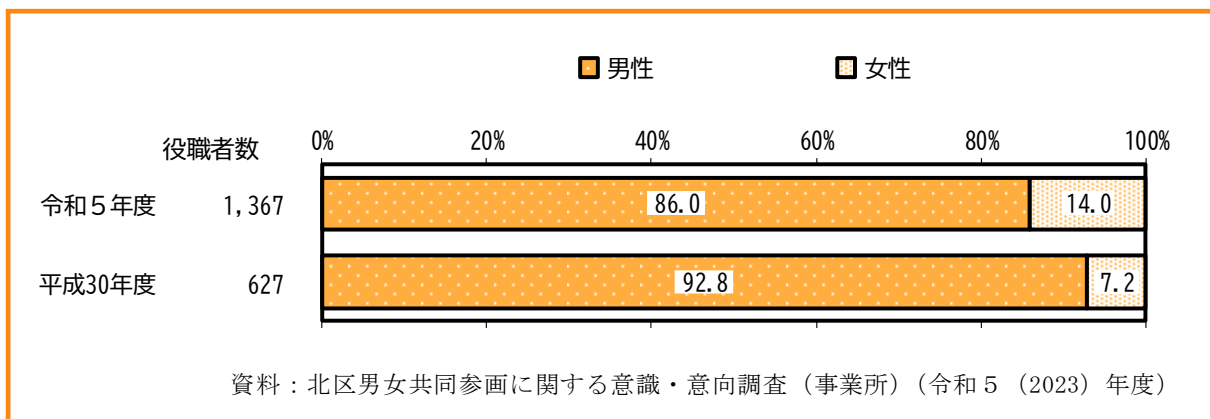
### ◆事業所における女性役職者の状況

事業所調査では、前回調査と比べると、女性の役職者の割合が増えており、少しずつではあるものの、事務所の中で女性の役職者が増えてきていることが伺えます。

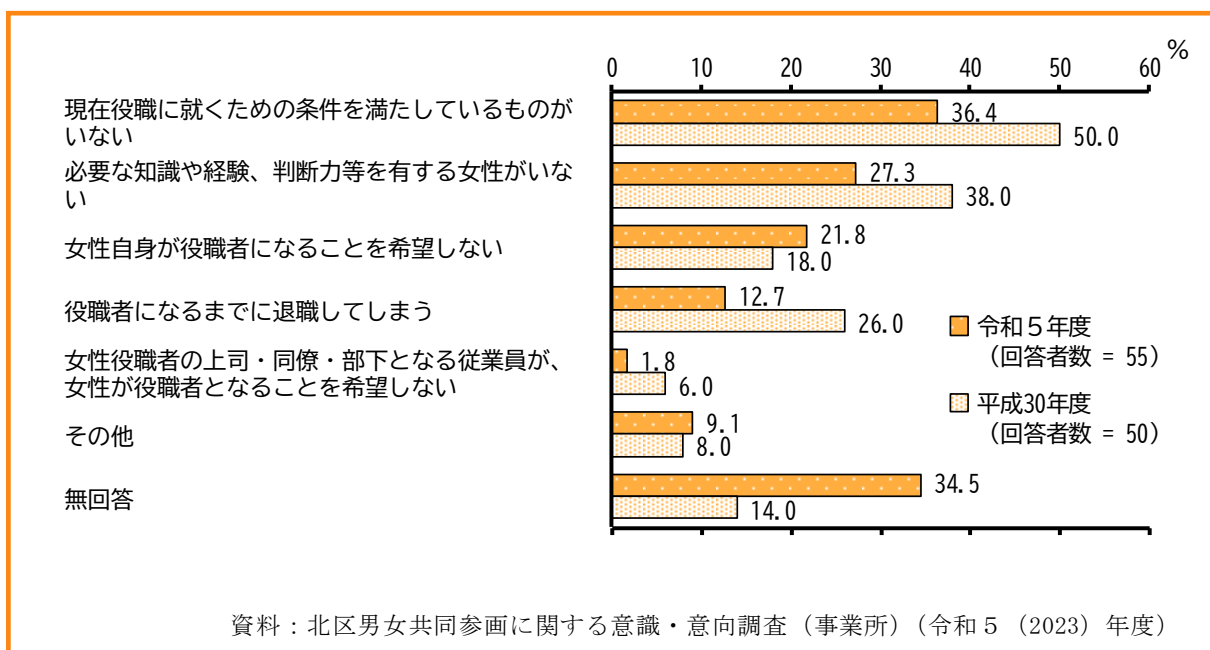
女性の役職者が少ない・いない理由については、「女性自身が役職者になることを希望しない」との回答が増加しています。女性の役職者を増やすために必要な取組としては「女性従業員のキャリアアップの支援をする」との回答の割合が最も高くなっています。

女性従業員のキャリアアップを支援することにより、支援を受けた女性の中から積極的に役職者になるものが出てくることを期待する考えが伺え、このような事業所の取組を推進していくことが必要です。

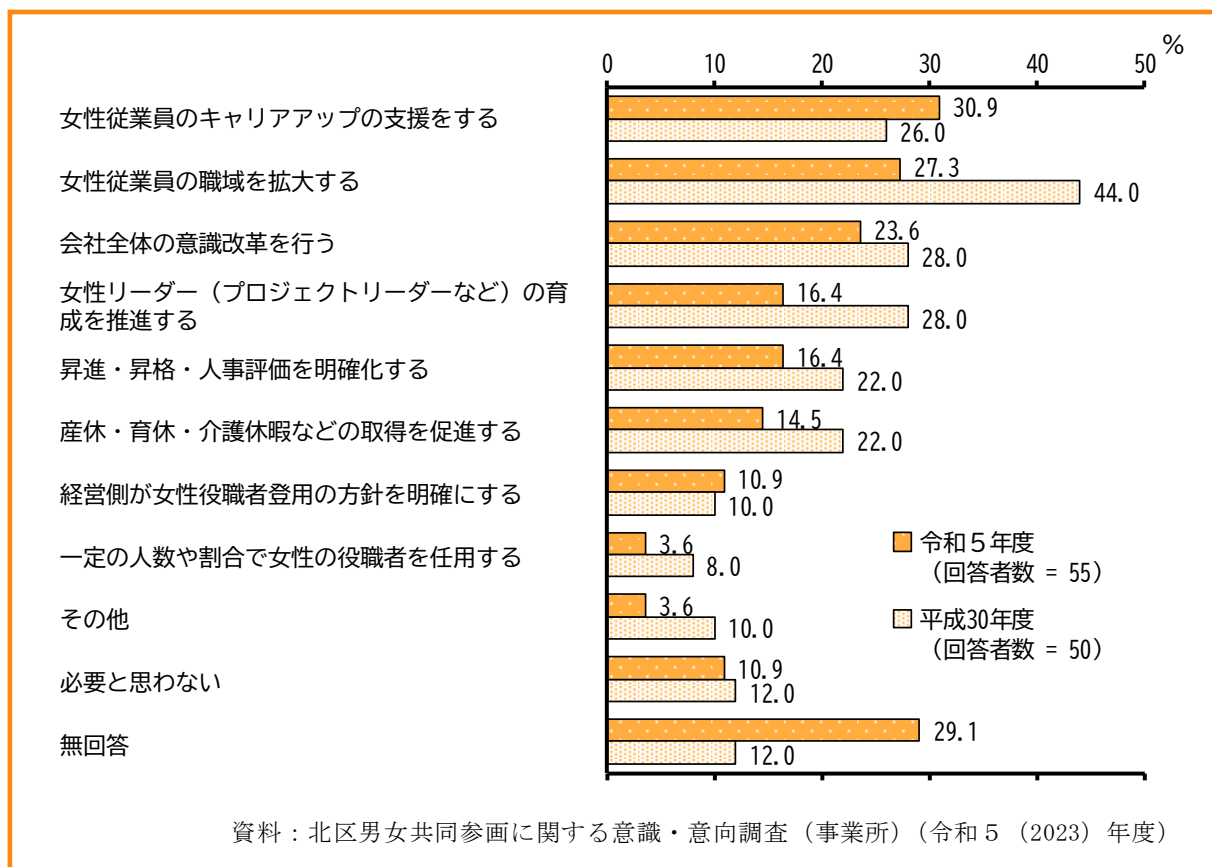
#### 【女性の役職者の割合】



#### 【女性の役職者が少ない・いない理由】



## 【女性の役職者を増やすために必要な取組】



## 施策

### ①政策・方針決定過程における女性の参画推進

審議会等委員の構成において男女のバランスに引き続き配慮しながら、女性が意思決定過程に積極的に参加できる環境・意識づくりを推進します。

★重点取組

No.	重点	取組	取組の内容	担当課
75	★	庁内審議会等への女性委員の参画推進	意思決定過程に男女双方がバランスよく参画するため、意思決定過程への女性の参画環境・意識づくりを推進し、庁内審議会等での女性の登用を促進します。	多様性社会推進課
76		区議会における男女共同参画の推進状況の把握	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき、男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにするための方法等の情報提供や環境整備を推進します。また、区議会における男女共同参画状況を把握します。	多様性社会推進課 区議会事務局

#### 重点取組における主要事業 (No. 75)

- 審議会等への女性委員登用の呼びかけ（多様性社会推進課）

### ②地域や職場における女性リーダーの育成

女性が、職場や町会・自治会等の地域でリーダーとして能力を発揮し活躍できるようにするための取組を進めます。

★重点取組

No.	重点	取組	取組の内容	担当課
77	★	女性リーダーを育成するための講座の実施や情報提供	女性が地域や職場等でリーダーとして活躍できるよう、リーダーに必要な資質の獲得と向上のための講座を実施します。また、女性の人材育成につながる情報を提供します。	多様性社会推進課
78		町会・自治会・各種団体の女性役員の割合を増やす取組の促進	町会・自治会等地域の団体や各種団体で女性が役員やリーダーとして活躍できるよう、女性役員・リーダーを増やす取組を進めます。	多様性社会推進課

#### 重点取組における主要事業 (No. 76)

- 女性活躍推進応援塾「キャリアアップセミナー」（多様性社会推進課）（再掲）

### 3 基本目標Ⅲ

#### 基本目標Ⅲ

#### あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが学び参画するまち

#### 課題1 「育ちの場における男女共同参画意識の形成」

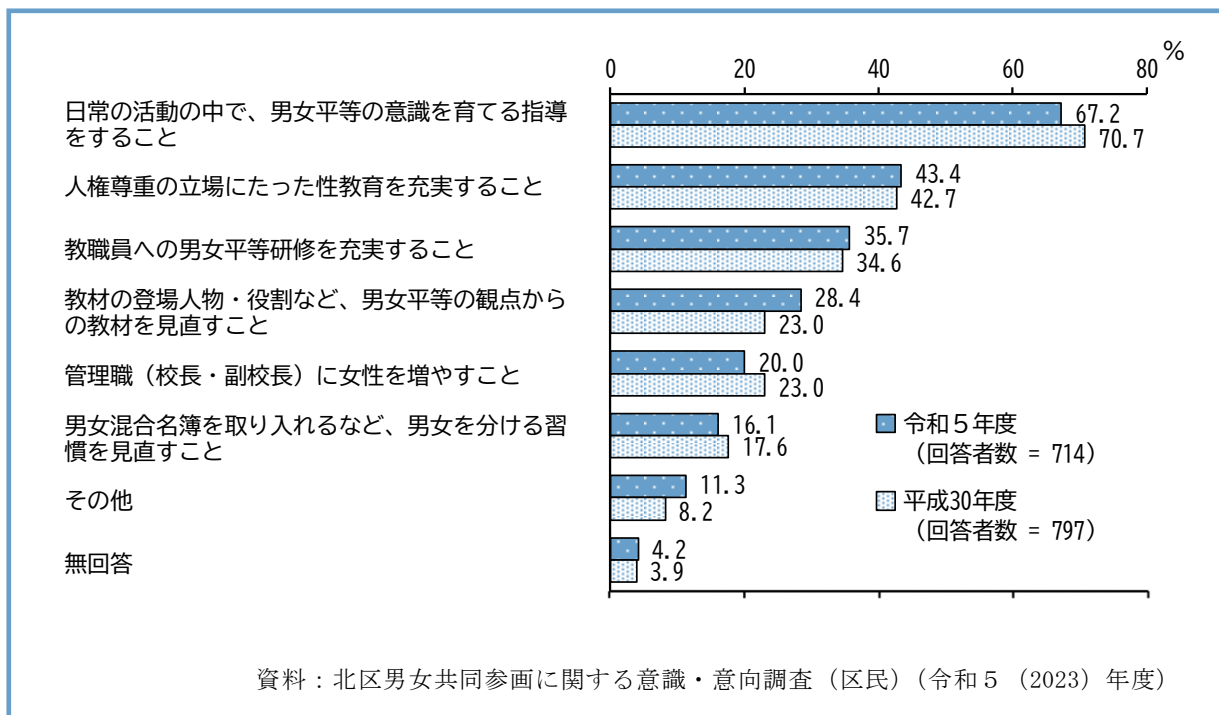
##### 現状・課題

##### ◆学校教育の場で求められる取組

学校教育の場で、特にどのようなことに力を入れる必要があるかについては、「日常の活動の中で、男女平等の意識を育てる指導をすること」が7割近くと最も高く、男女共同参画意識を育むことが求められています。

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)は、学校・家庭・地域社会等の様々な場面において、幼い頃から長年にわたり形成される傾向にあるため、幼少期のうちから性別に基づく固定観念を生じさせないよう男女平等意識を形成していくことが重要です。

##### 【学校教育の場で必要なこと】





## 施策

### ①子どもに対する男女共同参画意識の形成

学校や保育園・幼稚園等において、固定的性別役割分担にとらわれない教育・保育を実施します。また、学校教育を通じて、メディア・リテラシーの育成に努めます。

No.	重点	取組	取組の内容	担当課
79		教職員等への研修の充実	子どもに関わる教職員等の男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるため、小・中・義務教育学校、幼稚園、認定こども園、保育園に従事する教職員等を対象とした人権研修の中で男女共同参画に関する研修を行います。	多様性社会 推進課 保育課 教育指導課
80		固定的性別役割分担にとらわれない学校園等における教育・保育の実施	子どもたちが将来、固定的性別役割分担にとらわれずに幅広い職業の中から自身の職業を選択できるよう、学校園等で職業選択の幅を広げるため事業を実施します。	多様性社会 推進課 保育課 教育指導課
81		発達段階に応じた学校園等における性に関する教育の推進	子どもに性に関する正しい理解を深めてもらうため、学校園等で子どもの発達の段階に応じた性に関する教育を進めます。	教育指導課
82		若年層に対する暴力防止に向けた啓発（再掲）	デートDVやSNSを利用した性被害等の性暴力について、パンフレットや講座等により、若年層を対象とした加害者および被害者を生まないための予防啓発を行います。	多様性社会 推進課
83		学校教育を通じたメディア・リテラシーの育成	児童・生徒がインターネット等メディアから発信される情報を的確に読み解き正しく活用できる能力を身に付けるため、学校での授業を通してSNSの適切な利用方法等メディア・リテラシーを育成します。	学び未来課
84		スクールカウンセラー等の活用	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が、児童・生徒からの相談内容に応じて男女共同参画の視点も踏まえた対応を行います。	教育総合 相談センター

## 課題2 「くらしにおける男女共同参画の推進」

### 現状・課題

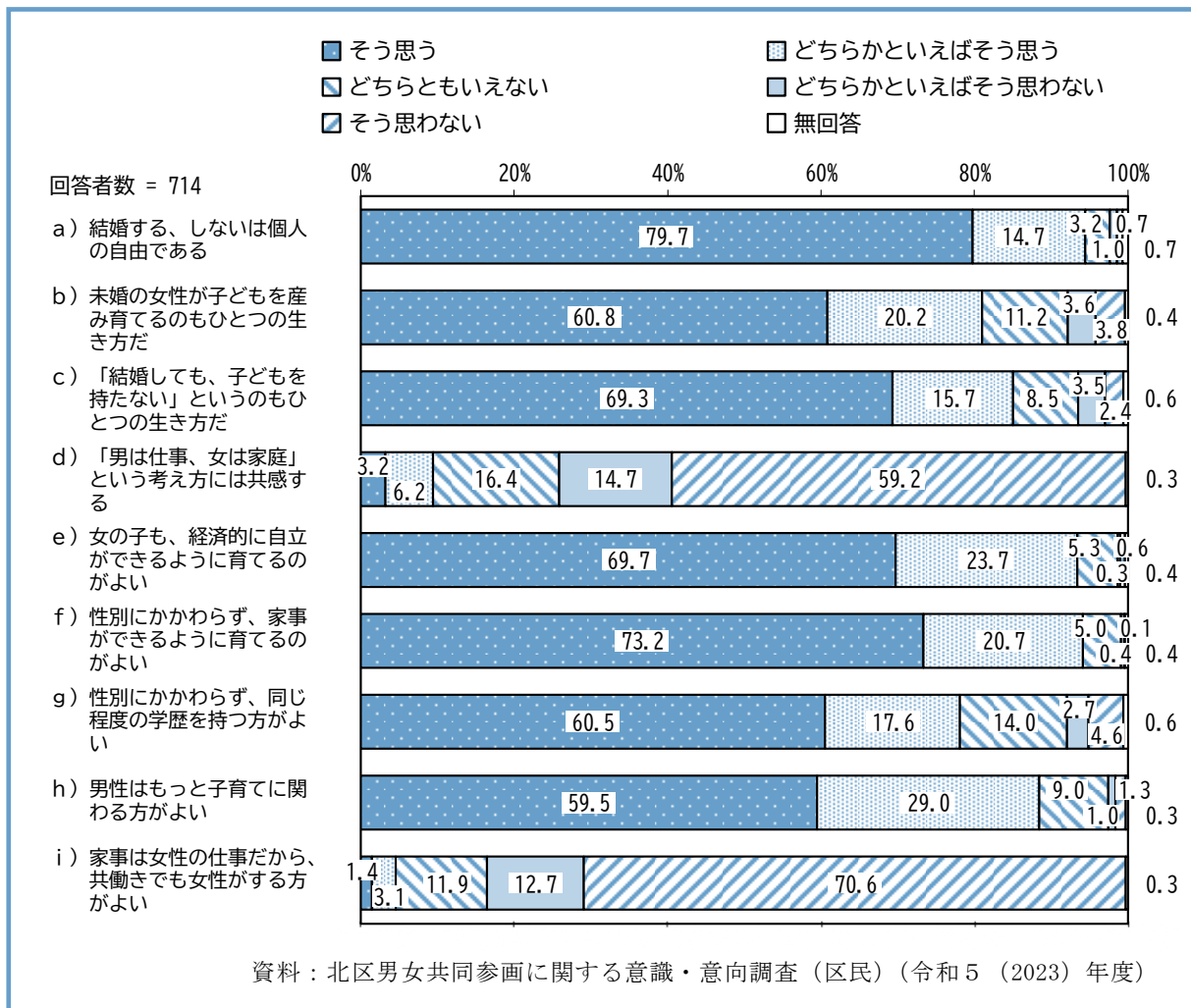
#### ◆性別による役割分担意識等の状況

「男は仕事、女は家庭」とは思わない人の割合は前回調査と比べると増加しており、男女の役割分担に対する考え方が変化してきていることが伺えます。また、前回調査と同様に、結婚や出産に対する多様な考えや選択を容認する人、性別による役割分担意識にとらわれず、男性も女性も平等に役割を分担した方が良いと考える人が多くなっており、家庭での男女共同参画の意識は定着してきていることが伺えます。

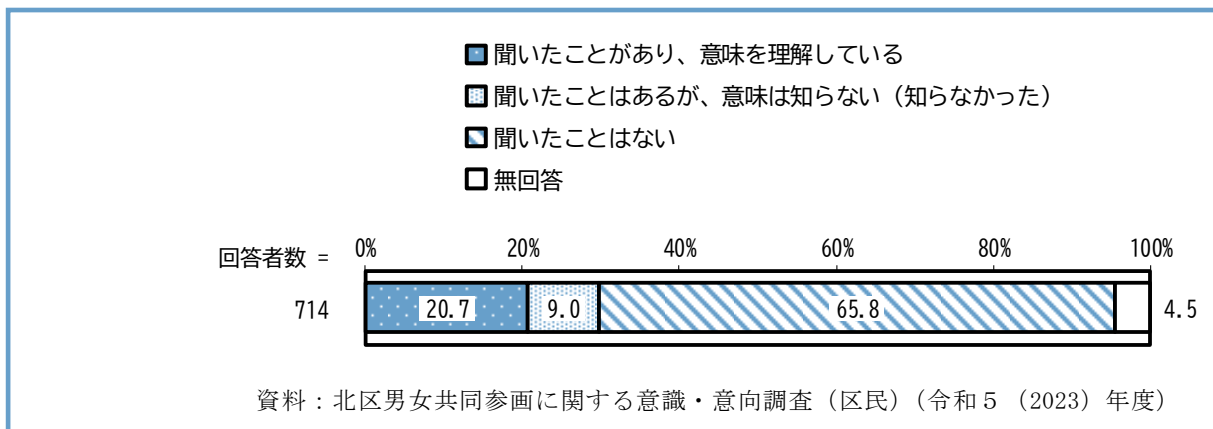
アンコンシャスバイアスの認知度は、全体では2割程度と低いものの、性別・年代別により認知度に差があることから、認知度が低い性別・年代を含めた全体に対して広く周知していくことが必要です。

日常生活において男女共同参画の意識を高めるため、身近な生活場面での行動や役割における男女共同参画意識向上のため、引き続き、講座の実施や情報提供が必要です。

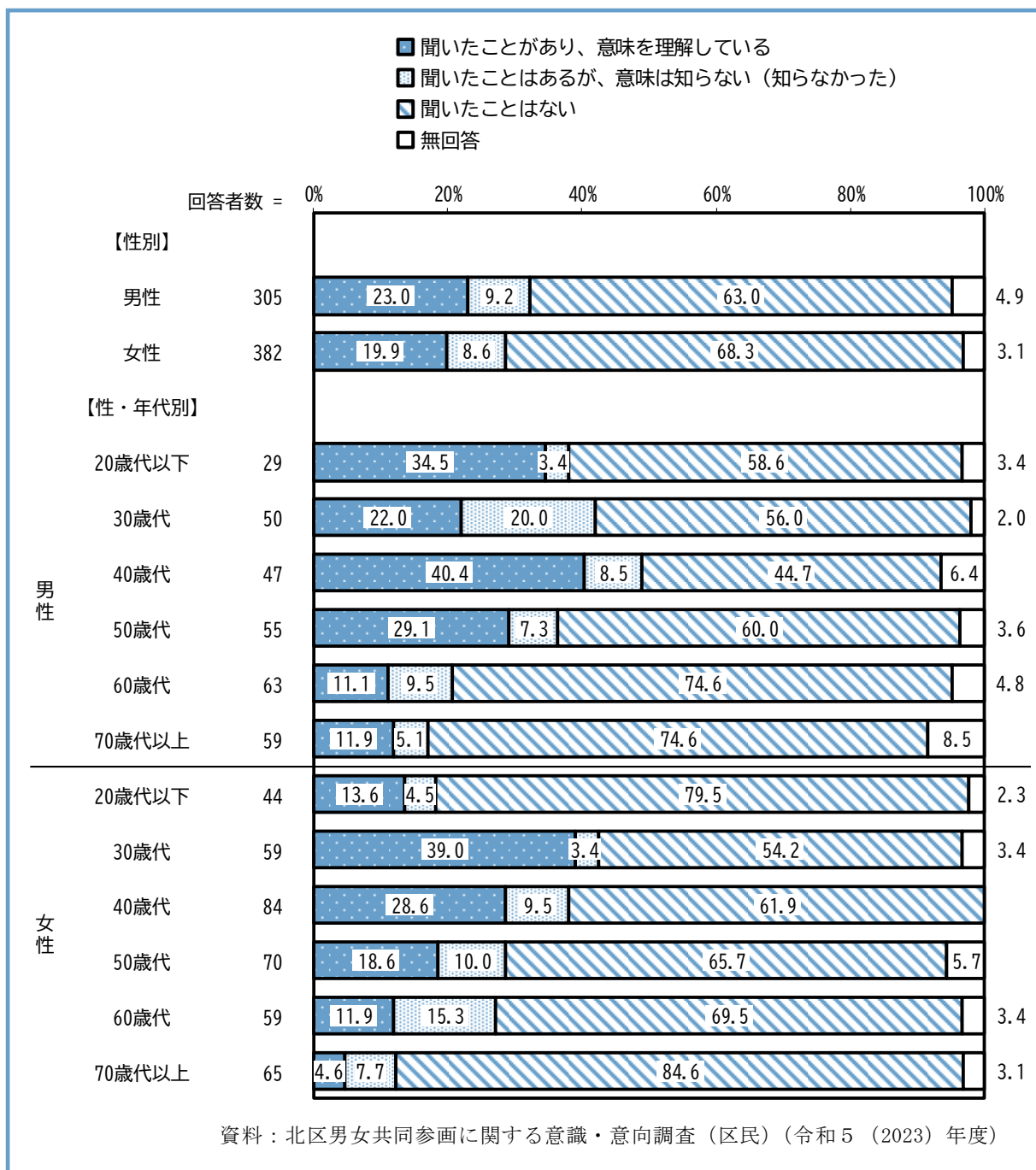
【結婚や出産、男女の役割等に対する考え方】



【アンコンシャスバイアスの認知度】



## 【アンコンシャスバイアスの認知度 性別、性・年代別】

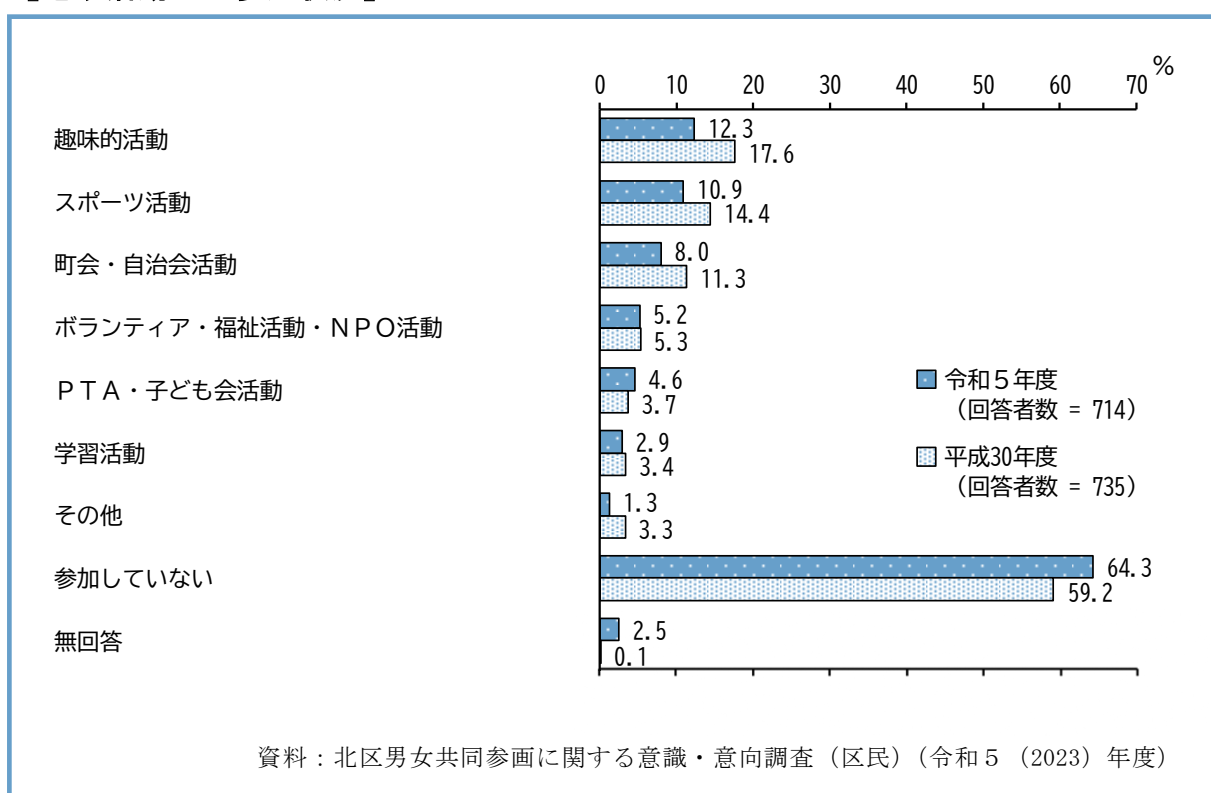


## ◆地域活動への参画状況

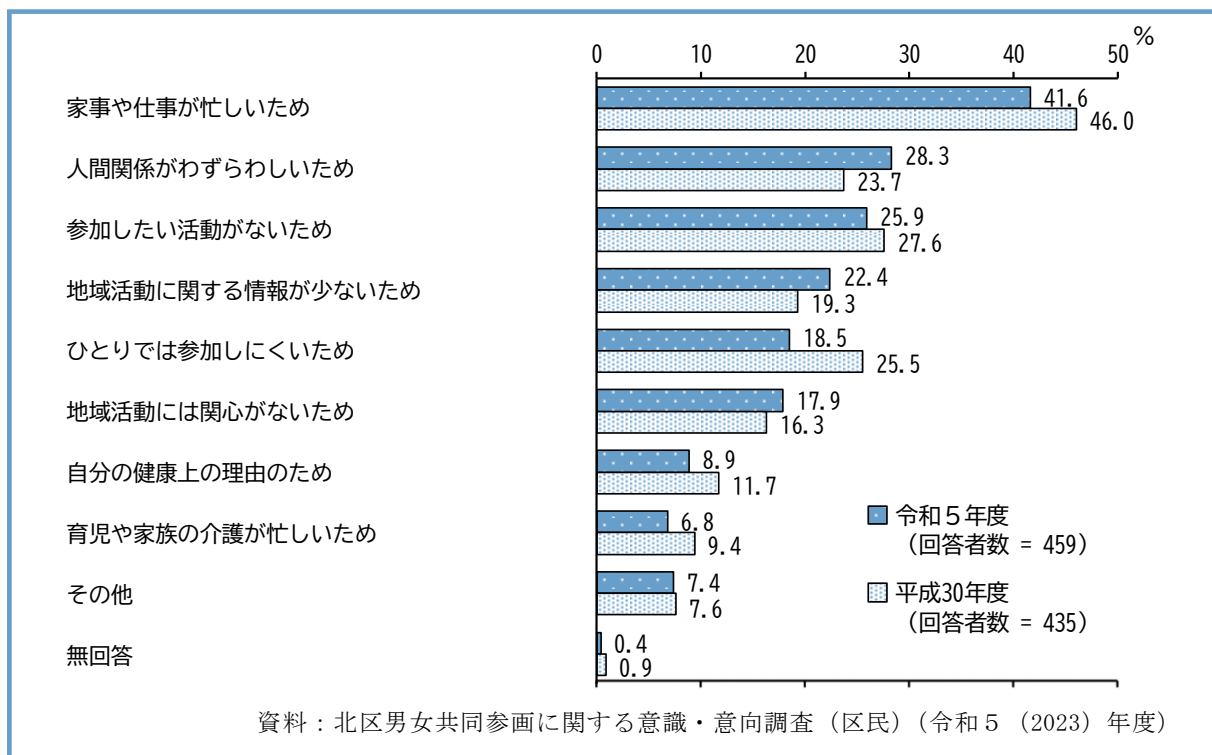
日常的に地域の自主的な活動に参加している人の割合は低くなっています。参加していない理由として、「家事や仕事が忙しいため」との回答が多く、「人間関係がわずらわしいため」「地域活動に関する情報が少ないため」との回答も前回調査と比べると増加しています。

地域活動に関する情報提供を充実し、地域活動の具体的な様子を認知してもらい、地域活動への参画を推進していくことが必要です。

## 【地域活動への参加状況】



## 【地域活動へ参加していない理由】

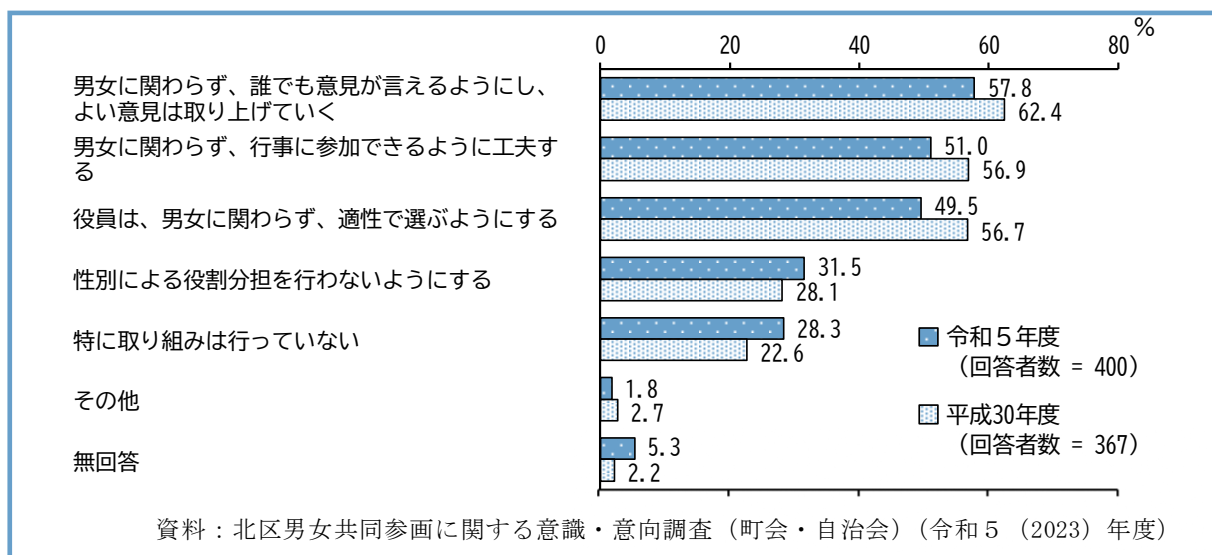


## ◆地域における男女共同参画の推進

男女共同参画を推進するために町会・自治会として既に取り組んでいることについては、「男女に関わらず、誰でも意見が言えるようにし、よい意見は取り上げていく」ことに努めている自治会が多い状況です。

地域は生活の場であり、男女ともに心豊かで生活しやすい地域社会を構築するために、男女がともに地域活動に参画し、男女双方の視点を取り入れた地域活動の活性化を図ることが必要です。

## 【男女共同参画推進のために取り組んでいること】

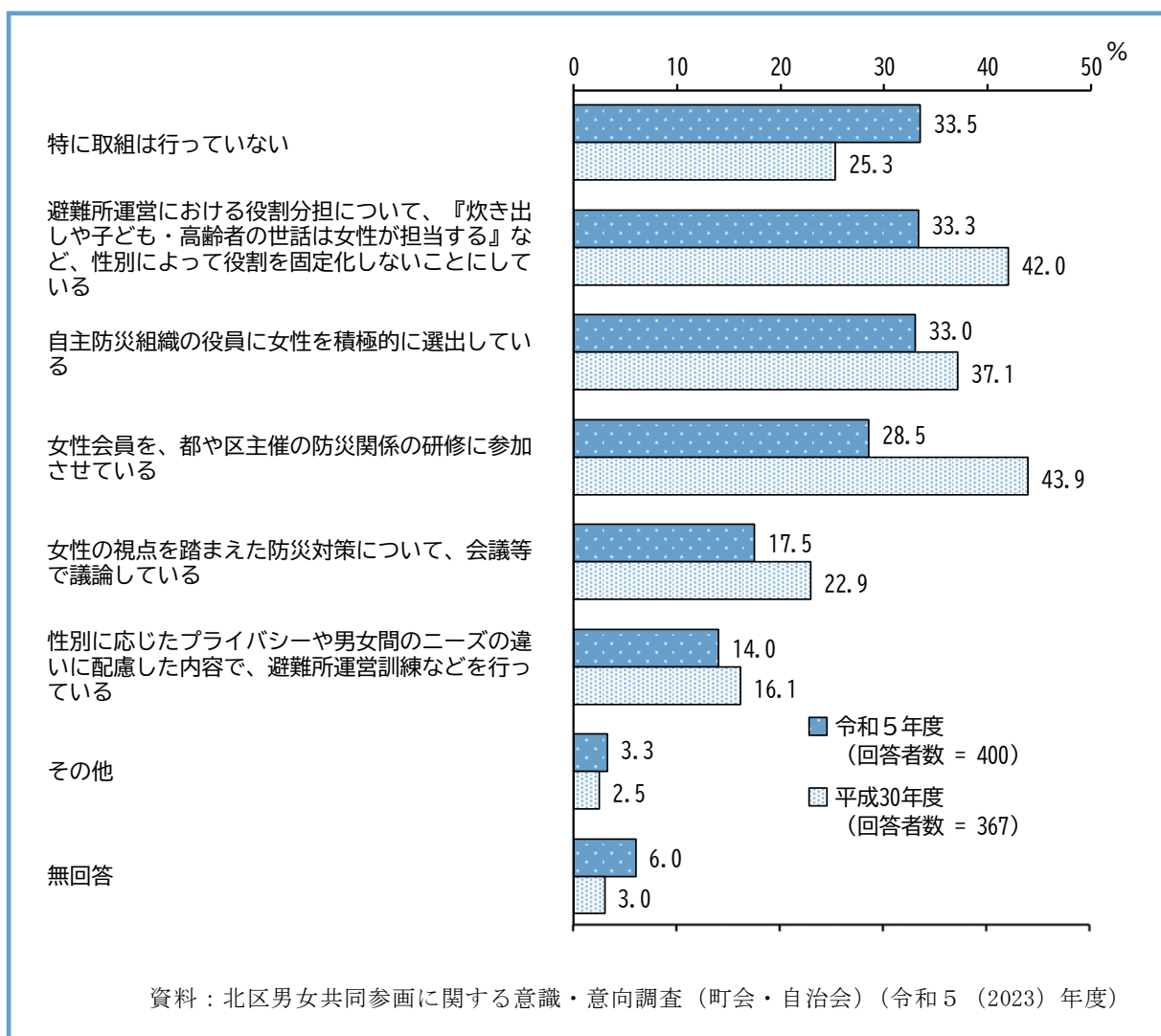


◆防災における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を踏まえた防災対策について、前回調査と比較すると「特に取組は行っていない」が増加しています。

災害の多い昨今の状況から、男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の取組を、さらに推進していく必要があります。

【男女共同参画の視点を踏まえた防災対策】



## 施策

### ①家庭・地域における男女共同参画意識の形成

家庭・地域における男女共同参画意識を高めるための啓発を行います。

No.	重点	取組	取組の内容	担当課
85		男女共同参画意識向上のための講座の実施や情報提供	家庭や地域向けの男女共同参画に関する講座を実施します。また、情報誌等で男女共同参画に関する情報を提供します。	多様性社会推進課
86		スペースゆう情報コーナーや図書館における啓発	家庭や地域での男女共同参画意識を形成するため、スペースゆう情報コーナーや図書館で親子・家族・地域向けの男女共同参画に関する図書等を設置し啓発します。	多様性社会推進課 中央図書館
87		地域育て合い事業の実施	児童館と保育園が連携して在宅乳幼児支援や子育てサークル支援等の地域育て合い事業を実施します。	子どもわくわく課
88		社会教育講座の実施	親子で参加する「家族ふれあいの日」等の社会教育講座を実施します。	生涯学習・学校地域連携課
89		家庭教育支援の実施	家庭教育力向上プログラム等の家庭教育支援を通じて男女共同参画意識の啓発を行います。	生涯学習・学校地域連携課 中央図書館



## ②多様な視点を取り入れた防災対策の充実

多様な視点を生かした防災講座の実施や情報提供を行うとともに、防災計画や避難所運営に、性別にとらわれない多様な視点を取り入れます。

## ★重点取組

No.	重点	取組	取組の内容	担当課
90		多様な視点を取り入れた各種防災計画の策定および推進	性別にとらわれず多様な視点を取り入れた各種防災計画を策定し、計画を推進します。	防災・危機管理課
91		多様な視点を取り入れた避難所運営に向けた環境づくり	多様な視点に配慮した避難所運営を行うため、避難所運営マニュアルの周知啓発や必要な備蓄の配備を推進します。	防災・危機管理課
92	★	多様な視点を取り入れた防災講座の実施や情報誌等による啓発	性別にとらわれず多様な視点に配慮した防災対策を進めるため、男女共同参画の視点を取り入れた防災講座の実施や情報誌等による啓発をします。	多様性社会推進課
93		災害時における女性被災者等の相談窓口の設置および協定に基づく推進体制の維持	災害時の相談体制を確保するため、関係機関との災害時連携協定を維持します。また、災害時は、協定を締結している関係機関と連携し、女性被災者等からの相談に応じる窓口を設置します。	多様性社会推進課

## 重点取組における主要事業（No. 92）

- 男女共同参画の視点を取り入れた防災講座やパンフレット・情報誌による啓発および情報提供（多様性社会推進課）

## 4 計画の推進体制

計画を着実に推進していくためには、すべての区職員が、男女共同参画に関する意義の理解と意識の向上を図り、あらゆる分野において男女共同参画の視点に立った業務を行うことが必要です。また、各部署において計画事業の適切な進行管理を行うとともに、庁内全体で実施状況を把握・評価していくことも必要です。

さらに、区の男女共同参画をより一層推進していくためには、区民、大学、企業・民間団体、関係機関等と連携・協働した取組が欠かせないことから、公民が連携・協働した取組も求められています。

## 課題1 「計画を推進するための庁内体制の整備・強化」

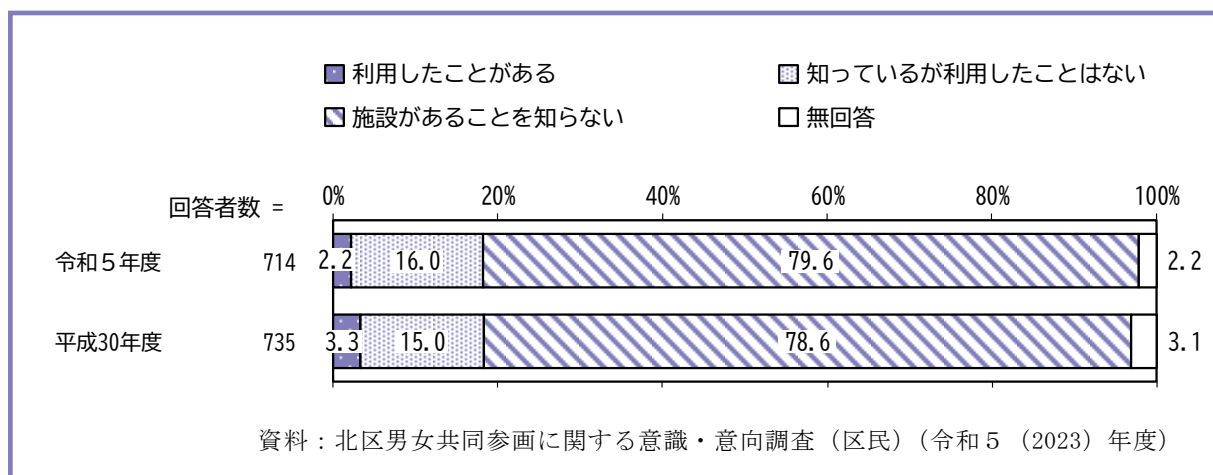
### 現状・課題

#### ◆男女共同参画の取組の認知度

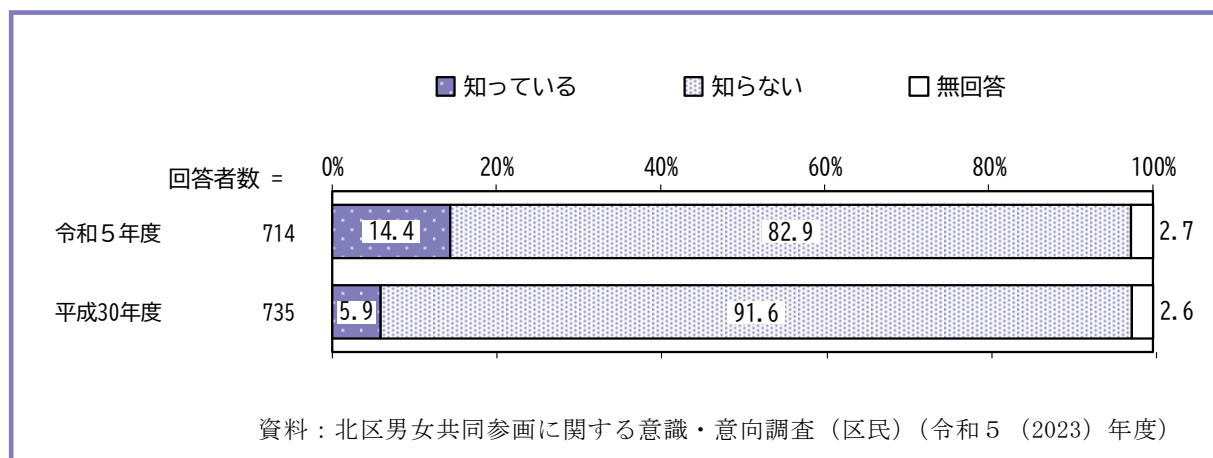
「スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）という施設があることを知らない」との回答が、8割近くを占めています。また、アゼリアプランや条例の認知度も、低くなっています。

区民に広く意識啓発を進めていくために、講座の実施や情報誌の配布だけでなく、様々な方法で周知に取り組むことが重要です。また、庁内全体で男女共同参画の視点を持ちながら事業を実施していく必要があります。

#### 【スペースゆうの利用状況】



#### 【アゼリアプランの認知度】



## 施 策

### ①男女共同参画についての区職員の意識の形成・促進

区職員が、男女共同参画意識を持ちながら日常業務を遂行できるよう、研修を実施します。また、職員の男女共同参画に関する意識・意向を把握するため、調査を実施します。

No.	重点	取組	取組の内容	担当課
94		ハラスメント防止に関する研修の実施	ハラスメントのない職場をつくるため、職員を対象としたさまざまなハラスメント防止に関する研修を実施します。	職員課
95		女性のキャリアアップに関する研修の実施	管理・監督職の女性職員を増やすため、一人ひとりの能力や適性・ライフイベント等に応じたキャリア形成のための研修を実施します。	職員課
96		男女共同参画に関する研修の実施	職員の男女共同参画への意識を醸成するため、職員を対象とした男女共同参画に関する研修を実施します。	多様性社会推進課
97		職員の男女共同参画に関する意識・意向調査の実施	職員の男女共同参画に関する意識・意向を把握するため、職員を対象とした調査を実施します。	多様性社会推進課
98		職員のワーク・ライフ・バランスの推進	職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、職員への意識の啓発や職場での意識づくりに取り組みます。	職員課
99		特定事業主行動計画の推進	職員を雇用する事業主としての責務を果たすため、北区特定事業主行動計画に基づいた取組を全庁で推進します。	職員課

## ②計画の進捗管理・見直し

計画の進捗状況の評価をシステム的に行うとともに、区民に対する意識・意向調査を実施します。また、その調査結果等から、区民の意識や意向の把握、施策の効果検証を行い、アゼリアプランの取組に反映させていきます。

No.	重点	取組	取組の内容	担当課
100		計画の策定と中間の見直しおよび実績報告による計画の進捗状況の確認	策定する計画の計画期間(5か年)中に中間の見直しを行います。また、年度ごとに計画事業の実績・評価を報告し、計画の進捗状況を定期的に確認します。	多様性社会推進課
101		基本計画等各種計画における男女共同参画の働きかけの実施	他の計画の策定・見直しに際し、計画中に男女共同参画を推進する取組や男女共同参画の視点を踏まえた取組を取り入れるよう、全庁に働きかけます。	多様性社会推進課
102		区民等の男女共同参画に関する意識意向調査の実施	区民等の男女共同参画に関する意識・意向を把握するため、5年ごとに区民等を対象とした調査を実施します。	多様性社会推進課

## ③スペースゆうの機能の充実

スペースゆうが、男女共同参画のための拠点施設としての役割や機能を十分に果たせるよう、また、より多くの区民にスペースゆうを活用してもらうため、周知等に取り組めます。

★重点取組

No.	重点	取組	取組の内容	担当課
103	★	スペースゆうおよびスペースゆう開催事業の周知・情報発信	北区男女共同参画活動拠点施設「スペースゆう」の機能や取組について、広く区民に周知します。	多様性社会推進課
104		登録団体制度の周知・運用	男女共同参画の推進を目的として活動している区内団体にスペースゆうを活用してもらうため、登録団体制度について広く区民に周知します。	多様性社会推進課

## 重点取組における主要事業 (No. 103)

- パンフレット・チラシ・SNS等を活用したスペースゆう・スペースゆう開催事業の周知・情報発信(多様性社会推進課)

## 課題2 「計画を推進するための庁外体制の整備・強化」

### 現状・課題

#### ◆ 区民や関係機関等との連携の必要性

区ではこれまでも、区民や関係機関等と連携・協働しながら、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。

今後も取組を進めていくためには、区民や関係機関等との連携・協働が不可欠です。

### 施策

#### ① 区民や関係機関等との連携・協働

男女共同参画施策をより効果的に実施するために、地域団体、大学、企業、民間団体、関係機関等と連携・協働して取り組みます。

No.	重点	取組	取組の内容	担当課
105		北区男女共同参画推進ネットワーク・登録団体の活動支援	男女共同参画の推進を目的として活動している団体の活動を支援するため、活動場所の提供等を行います。	多様性社会推進課
106		地域スタッフ・ボランティアとの協働	地域スタッフ・ボランティアと協働し、区民を対象とした講座の実施や講座・相談時の一時保育等を実施します。	多様性社会推進課
107		区民企画協働事業の実施	男女共同参画の推進を目的として活動している団体と協働し、区民を対象とした講座を実施します。	多様性社会推進課
108		大学・企業・民間団体との連携	大学・企業・民間団体と連携して、男女共同参画を推進する取組を実施します。	多様性社会推進課
109		国・都等行政機関との連携	国・都等の行政機関と連携して、男女共同参画を推進する取組を実施します。	多様性社会推進課

## 5 課題ごとの目標指標

この計画では、中長期的な進捗状況を数値により確認するため、課題ごとに目標指標を設定しました。計画期間中は目標指標を踏まえた取組を進めていくとともに、取組の進捗状況を確認していきます。

### (1) 目標1 すべての人が性別にとらわれず人権を尊重し 安心してらせるまち

課題	目標指標	現状値 (令和5年度) (2023年度)	目標値 (令和10年度) (2028年度)
課題1 配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援	配偶者等から暴力を受けた人のうち、公共機関に相談した人の割合 (北区男女共同参画に関する意識・意向調査)	6.0%	20%
課題2 互いの人権を尊重する意識の形成	アンコンシャスバイアスという言葉を知ったことがあり、意味を理解している人の割合 (北区男女共同参画に関する意識・意向調査)	20.7%	30%
課題3 生涯を通じて健康的な生活を送るための支援	日頃の生活でストレスを感じている人の割合 (北区男女共同参画に関する意識・意向調査)	64.7%	60%
課題4 性の多様性を尊重する社会に向けた理解促進および支援	性的少数者という言葉を知ったことがある人の割合 (北区男女共同参画に関する意識・意向調査)	93.0%	95.0%

## (2) 目標II あらゆる分野で性別にとらわれず だれもが活躍するまち

課題	目標指標	現状値 (令和5年度) (2023年度)	目標値 (令和10年度) (2029年度)
課題1 ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスについて何らかの取組をしている事業者の割合 (北区男女共同参画に関する意識・意向調査)	81.0%	85%
課題2 子育てや介護に関する支援	この地域で子育てをしたいと思う親の割合 (北区ヘルシータウン21(第三次))	94.7% (令和4年度)	100%に 近づける
課題3 働く場における男女平等の推進	職場において男女の地位が平等になっていると思う人の割合 (北区男女共同参画に関する意識・意向調査)	46.9%	50%
課題4 意思決定過程への女性の参画推進	審議会等の女性委員の割合	28.4% (令和6年4月)	40% (令和10年4月)

## (3) 目標III あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが学び 参画するまち

課題	目標指標	現状値 (令和5年度) (2023年度)	目標値 (令和10年度) (2028年度)
課題1 育ちの場における男女共同参画意識の形成	「男は仕事、女は家庭」と考える人の割合 (北区男女共同参画に関する意識・意向調査)	9.4%	0%に 近づける
課題2 くらしにおける男女共同参画の推進	家庭生活において男女の地位が平等になっていると思う人の割合 (北区男女共同参画に関する意識・意向調査)	53.1%	60%



# 資料編

## 1 北区男女共同参画に関する意識・意向調査の概要

### (1) 調査の目的

北区男女共同参画行動計画「第7次アゼリアプラン」策定の際の基礎資料とするため、北区男女共同参画に関する意識・意向調査を実施しました。

### (2) 調査期間

令和5年6月19日（月）から令和5年7月14日（金）

### (3) 調査結果

	区民 (18歳以上の男女)	事業所 (区内事業所の経営者)	町会・自治会 (会長・役員 男女各1名)	中学生 (区立中学校 2年生)
対象者数	2,000名	200名	543名 ・会長181名 ・役員362名	1,622名
回答方法	紙面・Web	紙面・Web	紙面	学習用端末 「きたコン」
有効回収数 (令和5年)	714 ・紙面468 ・Web246	58 ・紙面33 ・Web25	400	588
有効回収率 (令和5年)	35.7%	29.0%	73.7%	36.3%
【参考】 (平成30年)	36.8%	26.5%	67.6%	92.7%

## 2 用語解説

本計画に掲載されている用語について説明を掲載しています。また、その用語が初めて計画書に出てきたページを記載しています。

No.	用語	ページ	内容
1	配偶者暴力相談支援センター	2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の規定により、被害者支援の中心的な役割を担う機関とされている。なお、法的には施設の名称を示すものではなく、機能の名称としており、その役割は限定列挙されている。都道府県と市町村では役割分担がされており、市町村は「身近な行政主体における支援の窓口」との位置づけとなっている。
2	ジェンダー	3	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や習慣の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。
3	DV	5	「ドメスティック・バイオレンス」とは、英語の「Domestic Violence」をカタカナで表記したもの。略して「DV」と呼ばれることもある。 「ドメスティック・バイオレンス」という言葉には、明確な定義はない。日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）は、「DV防止法」と呼ばれることもある。
4	アンコンシャス・バイアス	5	だれもが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となる。
5	性的指向	7	恋愛感情がどの性に向くかを指す。同性を好きになる人、男女の両方を好きになる人、恋愛感情を抱かない人もいる。
6	メディア・リテラシー	13	リテラシーとは、読み書き能力とも訳され、主体的に読み解き、判断・選択し使いこなす能力をいう。メディア（媒体）から発信される情報を主体的に選択し、内容を分析・読解し、活用できる能力やメディアを適切に選択し、また自ら発信する能力を身につけることが重要となる。

No.	用語	ページ	内容
7	要保護児童対策地域協議会	23	児童福祉法第25条により、要保護児童等の早期発見及びその保護を目的として、関係機関が連携し、情報を共有しながら要保護児童等への適切な対応を図るために設置する機関。協議会とその下に実務者会議を置き、警察、児童相談所、医師会、民生委員・児童委員、関係主管課等で構成される。
8	セクシュアル・ハラスメント等	24	職場等で優位な力関係を背景に、上司や部下等に対して行う性的な言動を伴う嫌がらせをセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）という。また、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的に苦痛を与えること等をパワー・ハラスメント（パワハラ）という。最近では、働く女性が妊娠、出産、育児休業等を理由として職場で嫌がらせや不利益な取り扱いを受けることを示すマタニティ・ハラスメント（マタハラ）という言葉も使われる。
9	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	30	平成6（1994）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツという概念が提唱された。いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等が含まれている。また、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が広く含まれている。
10	性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBTQ+等）	34	性的少数者とは、LGBTQ+と同義で使用されることもある。 LGBTとは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせた言葉。 Lesbian（レズビアン） 女性同性愛者 Gay（ゲイ） 男性同性愛者 Bisexual（バイセクシュアル） 両性愛者 Transgender（トランスジェンダー） 出生時の身体の性に基づいて割り当てられた性と自認する性が異なる人 LGBTにQと+を加え、LGBTQ+と表すこともある。 「Q」は、Questioning（クエスチョニング）またはQueer（クィア）のことを指す。クエスチョニングは、セクシュアリティがわからない、またはあえて決めていない人のことを言う。また、クィアは、もともと「奇妙な」という意味の侮蔑語であったが、性的少数者がそれを逆手にとり、誇りを持ってクィアと自称するようになったことで、性的少数者を表す言葉となった。 「+」はL・G・B・T・Qだけでは表しきれない、多様なセクシュアリティを指す。 アゼリアプランでは、当事者を表す言葉として「性的少数者」「性的マイノリティ」を用いている。
11	性自認	34	自分の性をどうとらえているかを指す。身体の性と自認する性の不一致を感じている人もいる。
12	北区パートナーシップ宣誓制度	35	パートナーシップ宣誓制度とは、同性カップルの関係が婚姻に相当することを自治体が公に証明する制度のこと。男女の婚姻関係と変わらない程度の実態を備えた、性を同じくする二者間において、一定の条件を満たした場合にパートナーの関係であることを公的に認証する制度。

北区男女共同参画行動計画  
第7次アゼリアプラン  
中間のまとめ

刊行物登録番号  
6-1-074

令和6（2024）年12月

発行：東京都北区総務部多様性社会推進課  
住 所：〒114-8503  
東京都北区王子1-11-1 北とぴあ5階  
電 話：03（3913）0161（ダイヤルイン）